Citizens Network Against National ID Numbers (CNN)

2015 / 7 / 3 発行

-ナショナル

国民背番号問題検討 市民ネットワーク Citizens Network Against



季刊発行 年4回刊

【 年金情報125万件の大量流出、共通番号/マイナンバーはさらに危険!!

マイナンバー導入は無謀!白紙に戻し、 憲法を護り、安心な社会をめざそう

主、自公と歴代の政権は、国民総背番号 制である共通番号制導入をめざしてき ✔た。共通番号制で「個人番号」を通称で 「マイナンバー(私の背番号)」と呼ぶ。マイナ ンバーは、公開して「民-民-官」間で、行政事 務に加え、雇用、納税、医療・金融などに汎用さ れる。

巻頭

個人番号/マイナンバーを使って国民のプライ バシーのトータルに公有化/国家管理をする構想 は、「すべての国民は、個人として尊重され る。」と定める憲法13条とぶつかる。したがっ て、この構想を実施することは、憲法13条は実 質、「すべての国民は、唯一無二の個人番号で生 涯監視される。」との解釈改憲につながるともい える。

PIJは、共通番号/マイナンバー制の危うさにつ いて、かねてから繰り返し指摘してきた。日本年 金機構の年金情報大量流出事件で、国民は「目か らうろこ」が落ちる思いがした。基礎年金番号と いう分野別番号で管理された個人情報でも、流出 すると、詐欺やなりすまし犯罪などへの悪用が懸 念される。ましてや、同じ番号を税や社会保障な ど幅広い分野で使いまわすマイナンバーでは、そ の危険度は計り知れない。

I T全盛時代の今日、私たちは、ハッカー対策 などからパスワードを頻繁に変えるように求めら れる。ところが、マイナンバー制で、私たちは一 生涯同じ個人番号(パスワード)を幅広い官民事

◆主な記事 ◆

- 巻頭言~マイナンバー制度導入は無謀!
- 事業者に重荷で、ダダ漏れ必至の危ない共通番号
- カナダの社会保険番号の利用規制
- ・カードの廃止をめざす市民連絡会の反対声明
- ・オピニオン:共通番号と国家安全保障

務に使うように求められる。人生80年超の時代 である。明らかに時代に逆行し危険な愚策であ る。このままでは、日本社会は、アメリカなどの ように共通番号を悪用した「なりすまし犯罪者天 国化」するのは避けられまい。

今、民間企業(事業者)や専門職は、今年10 月の共通番号制の稼働、翌年1月からの利用開始 を控えマイナンバー対応問題で頭をかかえてい る。役員や従業員、その家族、顧客などから個人 番号つきで提供される「特定個人情報」(個人番 号/マイナンバー付き個人情報)の取扱に厳しい 安全管理義務が課されるからだ。

政府機関【府省庁や第三者機関】はマイナンバ - 取扱に関する様々なガイドライン/ルールを 次々と公表している。だが、血税を使ってルール つくりに励んでいるお役人とは異なり、大半の事 業者は、本業に手一杯だ。そんな膨大なルールを 読むヒマすらない。

IT企業は「今が商機」と見て、市場規模2兆 円のマイナンバー対応ソフトの売り込みに必死で ある。だが、膨大な数の中小企業/小規模事業者 (385万・全産業の99.7%)は、高価なソ フトを購入する余裕はない。実は、企業(事業 者) 側の「マイナンバー対応不能」状態は、年金 情報大量流出問題以上に深刻である。このままで は、パートやバイトを含む従業者などの特定個人 情報がダダ漏れになるのは必至である。

政府はマイナンバーの予定どおりの実施にかた くなである。だが、年金情報大量流出事件を他山 の石として、無謀な共通番号/マイナンバー導入 は白紙撤回すべきである。憲法13条を護り、プ ライバシーを大事にし、安全、安心な社会をめざ そうではないか。

> 2015年7月3日 PIJ代表 石 村 耕 治

石村耕治PIJ代表に聞く

人生80年超の時代に、同じパスワード(個人番号)を生涯、 官民で汎用する愚策を問う

事業者に重荷で、ダダ漏れ必至の危ない共通番号

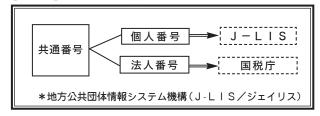
─ 国家の国民総背番号管理政策に基づく総動員体制を担う事業者の悲哀 ─

CNNニューズ編集局

◆ プロローグ:共通番号とは何か

国民総背番号制である共通番号制は、「個人番号」と「法人番号」からなる。このうち、12ケタの「個人番号」を通称で「マイナンバー(私の背番号)」と呼ぶ。

【図表1】共通番号の類型



個人番号は、公開して「民-民-官」間で、 「税や社会保障事務+災害対策」に関する行政事 務および民間事務に使うことになっている。「個 人番号」は、紙製のカードにして2015年10 月に、各世帯に簡易書留で送られてくる。

国民全員に背番号/個人番号を付けて、国家が 国民のプライバシーを串刺しして監視する国民総 背番号制は、2015年10月に稼働し、共通番 号は2016年1月から利用を開始する方向であ る。

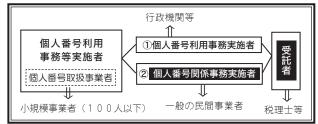
これと前後して、会社や商店など民間事業者 は、個人番号関係事務実施者/個人番号取扱事業 者として、個人番号付き個人情報【特定個人情 報】の適正な取扱いをするように求められる。

事業者 (個人番号関係事務実施者/個人番号取

《番号通知カード》

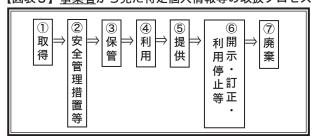
- 個人番号 [12ケタ] 氏名/住所
- 生年月日/性別 発行年月日
- 住所地市町村長名

【図表2】特定個人情報取扱上の義務を負う者の類型図



扱事業者)が行う個人番号関係事務は、役員、従業者その家族、顧客などの個人番号付き個人情報 【特定個人情報】の①取得、②安全管理措置等、 ③保管、④利用、⑤提供、⑥開示・訂正・利用停止等および⑦廃棄のプロセスにまで及ぶ。

【図表3】事業者から見た特定個人情報等の取扱プロセス



事業者は、零細企業(個人番号取扱事業者)か一般企業(個人番号関係事務実施者)かを問わず、ほぼ一律に、国家の国民総背番号管理政策に 総動員され、タダ働きするように求められる。

一時、政府規制の緩和が声高に叫ばれた。しかし、自公政権に戻ってからは、従業者の残業代ゼロや解雇の金銭解決導入などの「働く者に対する規制緩和策」には積極的なものの、事業者に過剰なタダ働き、賦役を課す規制強化策が多くなっている。特定個人情報取扱事務が典型例の一つである。政府は、起業を奨励する。しかし、企業に対する行政の下働きのような無償の賦役がドンドン

増殖するのが実情だ。これでは、新規起業の急増 は望み薄である。

現在でも、民間事業者は、所得税の源泉徴収事務や年末調整、社会保険事務など、さまざまなかたちで政府にタダ働きを強いられている。これらに、今後は非常に取扱が面倒な個人番号付き個人情報【特定個人情報】取扱事務が加わる。今回事業者に課される特定個人情報取扱事務は、一歩誤れば厳罰(懲役/罰金)もある代物である。民間事業者やその従業者は、難解な共通番号関係法令を護るように求められる。

政府は、当初、国民の反発を心配してか、導入された共通番号の仕組みの周知を徹底しなかった。このため、企業(事業者)の多くは、この危ない共通番号制の内容をよく知らない。共通番号について世論調査をすると、ほぼ7割の人たちは、「よくわからない」と回答する。これは、周知すればするほど国民は共通番号に危うさを感じることを怖れ、役人が密かに導入をすすめてきた結果ともとれる。

このままでは、事業者の特定個人情報の事務取 扱は間違いだらけになることが危惧された。そこ で、内閣府、特定個人情報保護委員会(第三者機 関/今国会に提出されている法案の成立後、「個 人情報保護委員会」に改組される。)、財務省な どさまざまなお役所【各府省庁】が、民間事業者 向けの個人番号取扱ガイドライン/手引を公表し ている。

血税で喰っているお役人は、「民間事業者に賦役を課すのがお仕事」と思っているのかも知れない。面倒な取扱ガイドライン/手引(F&Q/Q&A)を次々と公表し、読め、護れ、と援護射撃を続けている。しかし、これら役人の糧となる血税を納めるのに必死の民間事業者はたまったものではない。こんな取扱手引を読まなければ使いこなせないような煩雑かつ危ない番号制度を導入し、あれやこれやと命令している脳天気なお役人の馬鹿さ加減に、企業の担当者はうんざりしているはずだ。零細事業者にはとりわけであろう。だが、役人は、そんなことはお構いなしである。さるまな疑問符がついている共通番号のさらなるエスカレート利用を虎視眈々と狙っている。

番号導入総動員体制をビジネスチャンス、市場 規模2兆円の「マイナンバー特需」ととらえて、 対応ソフトなどの売り込み攻勢をかけるIT企業 も問題児だ。今でも、零細事業者は、行政の下請 け業務/タダ働きで本業が圧迫されがちである。

2015.7.3

さらに、これらITハイエナの餌食にならないように防備を固くすることにまで神経を使わなければならない。

I T全盛時代の今日、私たちは、ハッカー対策などからパスワードを頻繁に変えるように求められる。ところが、共通番号制で、人生80年超の時代に、私たち国民は生涯同じ個人番号(パスワード)を幅広い官民事務に使うように求められる。明らかに時代に逆行する。共通番号/個人番号は、エスカレート利用されれば、ハッカー攻撃のターゲット、ダダ漏れになり、なりすまし犯罪ツールとなるのも時間の問題であろう。

【図表4】番号制モデル(方式)の分類

- ① セパレート・モデル (方式) 分野別に異なる個別番号を限定利用する方式 [例、ドイツ、現在の日本]
- ② セクトラル・モデル(方式) 第三者機関を介在させて秘匿の汎用番号で紐付けするかたちで分野別限定番号を生成・付番し、各分野で利用する方式〔例、オーストリア〕。また、こうした方式を応用したモデル(variations)。
- ③ フラット・モデル (方式) 一般に公開(見える化) されたかたちで共通番号を官民幅広い分野へ汎用する方式 [例、アメリカ、スウェーデン、韓国]

仮に番号制を導入するにしても、国民や事業者 双方に負担の少ない「分野別番号」を採用し紐付 けする安心/安全なセクトラル方式を導入すべき であった。にもかかわらず、安心、安全を「厳 罰」や「第三者機関による監視」で確保する「共 通番号」のような一番危ないフラットモデルの方 式を選択した。「危なければ危ないほどIT業界 が潤う」といった読みからであろう。

今や、行政も、企業も、共通番号という名の危ない国民総背番号制の愚策 *公共事業、の実施に向けて国家総動員体制のもとにある。

国民にも事業者にも重荷で、ダダ漏れ必至の危ない共通番号の問題点について、石村耕治**PIJ**代表に聞いた。

(CNNニューズ編集局長 中村克己)

◆ 住基ネットと違い、共通番号制では番号 が洩れもれになる原因は

〜住基ネットと違い、共通番号制では個人番号が洩れもれになる根本的な原因はどんなところにあるのでしょうか?

(石村) 共通番号関連4法のメインとなる法律の

名称を見てみると、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 となっています。

このことから、「共通番号は行政が使う番号で 民間は関係がない」ように見えるかも知れません。しかし、わが国の共通番号は、「民間の自由 な利用に供することにはなっていない」だけで す。つまり、例えば、"共通番号を医療、事務に 使うとします。この場合、医療機関は、「官」だ けではなく「民」がありますから・・・共通番号 は民間に流通することになります。また、"介護、 事務に共通番号を使うとします。この場合、介護 事業者は、「官」の機関だけではなく、NPOや 株式会社形態のものもあります。

このことから、<u>共通番号は民間にも流通することになります。つまり、民間の自由な利用、任意利用はできないけれども、法律の範囲内で民間機関も使える</u>ことになります。

共通番号を〝税務〟事務に使う場合も同じです。 【図表5】A型からもわかるように、住基ネット では、秘匿の住民票コードを「民一官」の間で使 います。ですから、住民票コードは、民間に洩れ もれになることはありませんし、なりすまし犯罪

【図表5】番号を知ることのできる者の範囲からみた番号 類型:住民票コード&共通番号

【A型】 非公開の住民票コード(番号) 原則として、本人と関係行政機関用(執行行政庁そ の他公的政策実施機関)だけが知ることのできる性 格の番号 民(本人) 官 | 番号 | ◀ ➡ |行政庁等| (公的給付等申請書に番号を記載) 《コード/番号の悪用による「成りすまし」は、原則としてなし。》 【B型】 公開の共通番号 本人と関係行政機関等(例えば、税務事務では課税 庁) 以外の第三者も容易に知ることができる性格の 番号 民(本人) 民 官 |番号 ╞━━━ | 企業・取 課税庁 (番号の提示) 引先など (法定調書に|【名寄せ・照合】 番号を記載) 漏洩 (本人の納税申告書に番号を記載) 《コード/番号の悪用・漏えいによる「成りすまし」悪用の可能性 は大きい。》

のツールになることはありません。未成年者が他 人名義の住基カードを取得して、風俗店で働くな どの問題が散見されました。しかし、こうしたな りすましのケースでは、住基カードの身分証明書 としての機能を悪用したものです。なりすましに 住基コードを悪用したものではありません。

これに対して、【図表5】 B型の共通番号制では、個人番号(マイナンバー)を目に見えるかたちで、オープンに(公開)して「民一民一官」の間で使います。ですから、個人番号が「民一民」で流通する間に洩れもれになります。

例えば、個人番号の提示/告知を受けた企業/ 事業者(個人番号関係事務実施者/個人番号取扱 事業者)が、役員/従業者/顧客の個人番号付き の個人情報【特定個人情報】を適正に管理しない と、ダダ漏れになる怖れが出てくるわけです。

今日、ネット取引に使うパスワードは、使い捨て、あるいは頻繁に変更することで、安心/安全を確保する時代に生きています。ところが、共見番号制においては、原則生涯不変の番号(パスワード)を、税や社会保障一般に幅広く使うように義務づけています。つまり、共通番号制では、スワードを、一生涯官民の分野で汎用することがある。同じパスワードを生涯使うことがどんな結果につながるか、誰にでも分かるのではないかより。ます。まさに、共通番号は、最も危ない方式の番号制と言われる理由でもあります。

ネット取引が全盛の時代にあって、共通番号を そのまま汎用するデザイン(フラットモデル) は、明らかに時代遅れです。事実、アメリカやカ ナダなどに見られるように、共通番号の汎用は見 直され、利用に縛りをかける、あるいは分野別番 号の採用に切換えてきています。

ところが、年金情報の大量流出事件があったのにもかかわらず、わが国の政府や役人は、能天気に「共通番号制は税と社会保障の効率化の救世主」、「エスカレート利用は必然」といった発言を繰り返しています。

しかし、現在のように現実空間での詐欺やネット空間での満足なハッカー対策もできず無防備のまま共通番号制が実施、さらにはエスカレート利用されれば、個人番号が洩れもれになるには時間の問題でしょう。他人の個人番号ないし特定個人情報を手に入れた者が、時機を見て、本人になりすまして個人番号を悪用する事件が急増するので

はないかと思います。

こうした場合、素人には、犯人を追跡し、見つけ出すことはほとんど不可能です。個人番号関連なりすまし犯罪が各所で多発した場合、警察などに救済を求めても、盗みや暴行事件などへの対応で多忙を極めている現状では、実効的な救済は期待薄かも知れません。多くの犠牲者は泣き寝入りせざるを得ないでしょう。

仮に番号制を導入するにしても、安心/安全で、国民や事業者双方に負担の少ない「分野別番号」を採用し紐付け/データ照合もできるデザイン、セクトラルモデルを導入すべきであったといえます。にもかかわらず、安心、安全を「厳罰」や「第三者機関による監視」で確保する「共通番号」のような一番危ないフラットモデルのデザインを選択したわけです。

フラットモデルの共通番号 (SSN/社会保障番号) を採用するアメリカでは、SSNを悪用した「なりすまし犯罪者天国」化し、その被害は優に年5,000億円を超えています。

また、カナダでは、番号(SIN)カードは発行していないし、これまで発行していた番号(SIN)通知カードの発行も2014年に止めました。通知カードが盗難にあい悪用されるケースが増加してきたからです。生涯使う番号は比較的憶えやすいし、通知カードにして持ち歩く方が紛失等にあい悪用など逆に危険度が高いという判断によります。

政府は、共通番号制の導入にあたり、番号制を敷く諸国でのこうした「負の事実/情報」を国民や企業には一切知らせない戦略を貫いているわけです。

そして今や、国民も企業も、国家総動員体制の もと、大本営発表だけを手掛かりに、「共通番 号」という名の危ない国民総背番号制の〝公共事 業〟実施に向けて走り出しているわけです。

◆ 個人番号の悪用は「厳罰」というが

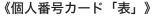
〜個人番号(マイナンバー)の運用については疑問だらけ、問題が山積しています。お役所は、個人番号取扱に関するさまざまな細かいガイドライン、F&Qなどを出しています。ただ、行政の下請として番号利用業務に総動員させられている事業者やその従業員は、本業優先で、こんなものを読んでいるヒマもないわけです。例えば、次のようなケースではどう取り扱えばよいのでしょうか?

●実例想定分析

会社の受付Aが、来社した外部者Bに、本人かどうかを確認できる身分証明書の提示を求めた。その際に、BがIC仕様の個人番号カードを提示した。そこで、Aは、Bの個人番号カードの表面に記載された氏名と住所に加え、裏面に記載された個人番号(マイナンバー)を記録帳に記載した。この取扱には問題がないか?

(石村) 運転免許証の場合、氏名や住所に加え、番号を記録することは禁止されていません。ですから、受付のAは、Bの運転免許証番号を記録することは問題がありません。

これに対して、個人番号カードは、「表面」は 身分証明書です。そして「裏面」に個人番号(マ イナンバー)が書かれています。





表面記載事項

- 氏名 住所
- 性別 生年月日
- 有効期間
- 住所地市町村長

《個人番号カード[裏]》



裏面記載事項

IC

- [12ケタ]
- 氏名生年月日

• 個人番号

個人番号は「税と社会保障+災害対策」にだけ しか使えません。ですから、個人番号カードの 「裏面」に記載された個人番号(マイナンバー) を記録帳に記載することは禁止されます。

しかし、禁止に反して個人番号を記録したとしても、罰則はないわけです。ですから、来社した Bが不法行為責任を追及して民事の損害賠償請求 訴訟を起こすなどしない限り、こうした不適正な 個人番号取扱実務を止めるのは事実上困難といえ ます。(なんで、こんな使い勝手の悪い、危ない 番号制度をつくってしまったのかが問われてくる わけです。)

目に見える12ケタの背番号(個人番号)を導入して、官民で汎用させ、カードに記載して持ち

【図表6】個人番号の利用分野のあらまし

社会	年金分野	年金の資格取得·確認、給付を受ける際に利用
保障	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける 際に利用。ハローワーク等の事務等に利用
分野	福祉・医療・ その他の分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続き、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用
	税分野	国民が国/地方の税務当局に提出する確 定申告書、届出書、調書等に記載。当局 の内部事務等
災	害防災分野	被災者生活再建支援金の支給に関する事務等 に利用

歩かせること自体が間違っているわけです。リスク管理上ダダ漏れになるのは防げません。

【図表7】わが国の人口と企業数

- ○わが国の人口(1億2,691万人/2015年 4月1日現在)
- 〇企業数386万(全産業)のうち、385(99.7%)が中小企業/小規模事業者
- 〇うち、小規模事業者は334万(86.5%)
- 〇企業従業者数4,013万人、うち小規模企業の 従業者数は約929万人(23%/約4分の1)

※中小企業庁のよる小規模企業の定義:①製造業その他:従業者20人以下、②商業・サービス業:従業者5人以下【中小企業庁統計2012年2月時点(2013年12月公表)などを参照】

わが国の人口と企業数は、以上のとおりです。 ですから、実際には、何百万もの日本中の企業で こうした禁止されたあるいは不適切な個人番号取 扱実務が問題になるでしょう。いくら役所が笛を 吹いてガイドライン/ルールを公表し、従いなさ いと口を酸っぱくして言っても、それにマッチし ない不適正な個人番号/マイナンバーの取扱がい たるところで行われるでしょう。やがては、手が 付けられなくなるのではないでしょうか。

まさに、こんなカオス状態の到来も想定できない、あるいは「臭いものにはふたをする」に徹して、個人番号/マイナンバーは「税と社会保障の効率化には役立つ」のお題目を唱えている役人や与野党の政治家のスタンダードが問われているわけです。

◆ 特定個人情報の取扱義務違反への罰則適用とは

~事業者や税理士などの専門職/専門職法人 が特定個人情報を誤って漏らすなど、問題行 為をした場合に、共通番号法は罰則を科すことにしています。こうした罰則で、事業者による禁止された、あるいは不適正な個人番号取扱事務を取り締まれないのでしょうか?

(石村) 共通番号法に盛られた罰則をおおまかに まとめてみると、次のようになります。

【図表8】共通番号法に盛られた義務違反に対する主な 罰則

- ①正当な理由なしに、特定個人情報ファイル等を提供した場合(法67条)
- 【罰則】4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金 または併科
- ②不当な利益を得る目的で個人番号を提供または盗用した場合(法68条)
- 【罰則】3年以下の懲役もしくは150万円以下の罰金 または併科
- ③詐欺、暴行、脅迫、窃盗、事務所などへの侵入、不正 アクセスで個人番号を取得した場合(法70条)
- 【罰則】3年以下の懲役もしくは150万円以下の罰金
- ④法人(代表者の定めのある任意団体を含む)の役員や 従業者が、その法人の業務に関して前記①、②、③等 に違反した場合(法77条)
- 【罰則】その行為者+法人等も処罰(両罰規定)
- ⑤その他第三者委員会の命令違反、検査拒否等/懲役または50万円以下の罰金

本来は、こんな厳しい罰則を科さなくとも、分野別の個別番号を使って紐付けすることで、デザインで工夫すれば、安心、安全な番号制度がつくれます。にもかかわらず、政産官学の連中がこんな危ない、不安な番号制度をつくってしまったのです。こうした危ない、不安な番号デザインの方が、IT業界が潤うという不純な動機が先行した結果です。

【図表8】に並べられたような厳しい罰則を科さないと安心/安全な運用ができない危ない共通番号を導入し、企業や専門職などに重荷を課す番号制度は解せないかも知れません。

しかし、実際には、他人の個人番号、あるいは特定個人情報を横流ししたりしない限り厳罰を科されることはないわけです。単に不適切に取り扱ったというだけでは、罰則はありません。つまり、事業者/雇用主が、従業員から提供を受けた特定個人情報を適正な管理をしない、あるいは法定保存期間が過ぎても廃棄しないとすれば違法です。違法であるとしても、罰則はありません。NHKの受信料とかと同じで、TVとかを設置し受信料を払わないのは違法であっても罰則はないの

と同じです。

もっとも、事業者は、禁止された、あるいは不 適正な個人番号取扱事務を行った場合、民事責任 (不法行為責任 o r 債務不履行責任)を問われる 可能性があります。この点については、注意が必 要です。

共通番号制で、私たち国民/納税者は、法令や 条例で告知/提示を義務づけられていれば、自分 の「個人番号」を、勤め先や取引先など「個人番 号利用事務等実施者」に告知/提示を拒むことは できません。つまり、「個人番号」を告知/提示 することは国民/納税者の義務だからです。ま た、意図的に間違った「個人番号/マイナンバー」を告知/提示することは禁止されています。 とは言っても、提示拒否ないし意図的に不正確な 番号を告知/提示したとしても、共通番号法令を 見る限りでは、罰則はありません。

これは、導入段階では、いたるところで役所 【府省庁】が出したガイドラインにマッチしない 不適正な個人番号/マイナンバーの取扱が行わ れ、カオス状態に陥ることを織り込んでいるから かも知れません。

こうした事業者の不適正な個人番号取扱事務や個人の受忍義務違反を処罰の対象としたら、1億総犯罪者になると読んだ結果でしょう。

当初において、罰則は、ソフトなかたちでの国 民総背番号による監視国家つくりには似合わない ということでしょう。

◆ 特定個人情報保護委員会への「苦情の申 出」運動のすすめ

~民間事業者が、自分の個人番号あるいは特定個人情報を、関係法令ないし役所の出したガイドラインに従って取り扱っていない、あるいは不適切な取扱いをしていると感じたとします。この場合、そう感じた被害者は、政府の第三者委員会〔特定個人情報保護委員会〕への苦情の申出ができる途が拓かれていると聞いていますが・・・。

(石村) 民間事業者にとり、共通番号制にかかる 取扱事務は、きわめて煩雑です。いたるところで 府省庁が出したガイドラインにマッチしない不適正 な個人番号の取扱が行われることになるでしょう。

たしかに、事業者が、自分の個人番号/マイナンバーあるいは特定個人情報を、関係法令ないし役所の出したガイドラインに従って取り扱っていない、あるいは不適切な取扱いをしていると感じた場合、そう感じた被害者は、政府の第三者委員会 [特定個人情報保護委員会] への苦情の申出ができる途が拓かれています。

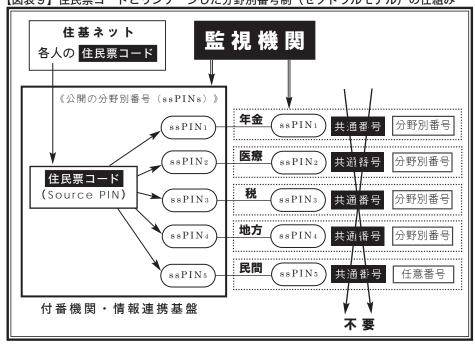
特定個人情報保護委員会は、共通番号法に基づき、2014年に「個人番号その他の特定個人情報」の適正な取扱いを確保することを任務とする行政委員会です。内閣府外局(内閣総理大臣の所管下)の第三者機関です(法36条)。

委員会は、具体的には、次頁(【図表10】)に掲げる任務を遂行することになっています(法38条各号)。

以上のような委員会 の任務の範囲からし て、事業者の不適正な 特定個人情報に不満な 従業者ないし消費者 は、委員会へ苦情の申 出ができます。

ただ、委員会から は、いまだ「苦情の申 出」手続が公表されて いません。一番先に作 成・公表しなければな らない手続だと思いま

【図表9】住民票コードとリンケージした分野別番号制(セクトラルモデル)の仕組み



【図表10】特定個人情報保護委員会の任務とは

- 1 特定個人情報の取扱いに関する<u>監視又は監督</u> (立入検査、報告徴求、指導、助言、勧告、命 令等の権限の行使)、および<u>苦情の申出</u>につい ての必要なあっせんに関すること。
- 2特定個人情報保護評価(指針の策定や評価書の 承認)に関すること。
- 3特定個人情報の保護についての広報及び啓発に 関すること。
- 4 前三号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関すること。
- 5 所掌事務に係る国際協力に関すること。

す。しかし、いまだどのような手順を踏んで苦情を申し出ればよいのかは、はっきりしません。まったく解せません。

これは、特定個人情報保護委員会は、人権救済 の機関などではなく、単なる「個人番号利用推進 翼賛機関」であることを示す最たる証拠の一つか も知れません。

さきほどからふれているように、政府の共通番 号導入に関する周知の不徹底からして、全国事業 者の特定個人情報取扱事務は間違いだらけとなる のは必至です。しかし、政府の個人番号政策の

「番犬」たる委員会は、個人番号の利用の逸脱に目を光らせているかと思いきや、その能力はまったくの未知数なわけです。委員会は、アナウンス効果を狙って、特定個人情報の不適正な利用事務を繰り返している企業(事業者)にターゲットを絞って摘発することも考えられます。

消費者団体や市民団体、労働組合などが、こうした事業者の間違ったないし不適切な特定個人情報取扱事務を摘発し、「運動論」として一斉に告発、委員会に苦情の申出をすることも想定されます。こうした大量の苦情の申出があった場合、委員会は、人員面でも限界がありますから、満足な対応はできないのではないかと思います。

共通番号の危ない性格を周知する意味でも、消費者団体や市民団体などは、今後、共通番号廃絶のための「運動論」の一環として委員会への一斉の「苦情の申出」を検討する必要があると思います。苦情の申出は通例無料です。特定個人情報保護委員会への苦情の申出も無料となると思います。

第三者機関である特定個人情報保護委員会(委員会)の存在意義を問う、血税のムダ遣いにつながっていないかなどを精査、評価する意味でも、全国的な「委員会への苦情の申出運動」を展開することは重要です。

◆ 委員会は実効ある特定個人情報の濫用統制ができるのか

~特定個人情報保護委員会(委員会)は、企業を監視又は監督するということで、立入検査、報告徴求、指導、助言、勧告、命令等の権限を行使できることになっています。国家の国民総背番号管理総動員体制のもとでの個人番号推進翼賛機関であり、人権救済機関ではないことははっきりしていますが、個人番号付き個人情報(特定個人情報)を取り扱う事業者(企業)にとっては、怖い存在ともなりうると思いますが、どうなのでしょうか?

(石村) 委員会は、事業者(企業)が特定個人情報の不適正な取扱いをしているような場合には、立入検査などを行うことができます。また、企業が委員会の立入検査を受けた事実などがマスコミに広がった場合には、当該事業者(企業)の名声/信用を傷つけるおそれも出てきます。

こうした意味では、まさしく国家の国民総背番 号管理政策に総動員されながらもその義務を誠実 に果たさない事業者にとり、委員会は怖い存在に なりうると言えます。

また、すでにふれたように、委員会は、事業者 (企業)の特定個人情報の取扱いについて、市 民・消費者などから苦情の申出があれば、必要な 調査をし、問題を抱えた事業者(企業)に必要な あっせんをすることになっています。ここでいう 「苦情の申出」は、一般消費者(市民)からの苦 情に加え、内部告発、「ちくり魔」からの密告な ども含みます。

委員会は、申し出があった苦情を調査し、問題のあった事業者(企業)に必要なあっせんをすることになります。ただ、苦情調査の結果、共通番号法に定める義務違反・非違(違法)行為が発見された場合、委員会は、捜査当局へ申告し、刑事罰を問うことになります。共通番号(個人番号)制は、事業者(企業)の名声・信用面でも、安心・安全でない怖さが浮き彫りになります。

ただ、これは、委員会が実効性のある特定個人 情報の取扱いに関する監視又は監督ができる場合 の話です。

わが国の人口はもちろんのこと、法人事業数や個人事業者数、従業者数は、きわめて多いわけです。これに扶養家族などを含めると、企業(個人番号関係事務実施者)が、税や社会保障分野に関

して取り扱う特定個人情報の数は何億件にもなる でしょう。

また、企業の特定個人情報の取扱いについての コンプライアンス義務は余りに過重です。各機関 のお役人が縦割りで次々と公表する特定個人情報 取扱いガイドラインに、企業が対応するのは容易 ではない。とりわけ中小企業には至難です。

一方、特定個人情報保護委員会(個人情報保護 委員会へ改組の予定/第三者機関)が、特定個人 情報の取扱いに関し、監視または監督、苦情の申 出についてあっせんできる力量は極めて限定的と 見なければならない。

すでにふれたように、いたるところで企業(事業者)の特定個人情報の不適正な取扱が発生した場合、委員会による実効的な規制は期待できません。委員会の人材ないし人手も限られます。わが国の人口、事業者数などからみて、委員会は、国家の国民総背番号管理総動員体制のもとでの個人番号利用推進翼賛機関としては機能しても、特定個人情報の取扱に関し、監視または監督、苦情の申出についてあっせんできる力量は極めて限定的と見なければならないと思います。

言い換えると、第三者機関は、中小企業の特定 個人情報の違法ないし不当な取扱いに効率的に対 応できる態勢にあるとは思えないわけです。

禁止された特定個人情報の取扱いが各所で生じ、ダダ漏れになり、手が付けられなくなると考えられます。

ちなみに、アメリカの場合、共通番号である社会保障番号(SSN=Social Security Number)関連の消費者/納税者からの苦情の申出を、連邦取引委員会(FTC=Federal Trade Commission)の消費者保護局(Bureau of Consumer Protection)が処理しています。

2013年度は、連邦課税庁(IRS)所管の 共通番号/個人番号(SSN)を悪用したなりす まし不正還付等に関する苦情の申出が2,545件 でした。これが、2014年には、54,690件に 跳ねあがりました(前年比2,300%の増加)。 共通番号を悪用した租税関連のなりすまし事案が 苦情全体の3分の1以上を占め、この種の犯罪の 増加に歯止めがかからないゆゆしい状態にあるこ とがわかります【See, FTC News Release, *Tax ID Theft Tops FTC Complaints in 2014; IRS Imposter Complaints Up More Than 2,300 Percents (January 26,2015)】。 ◆ パートやアルバイト先、講演先、原稿料の支払先などは「個人番号」の告知/提示を求め、記録もゆるされるのか

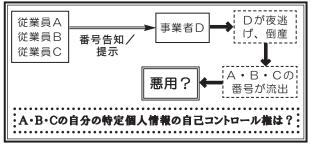
〜自宅の近くに個人経営の居酒屋があり、そこでパートで働いています。2016年1月前後に、雇用主である居酒屋店主から、所得税の天引き徴収の関係から自分の個人番号(マイナンバー)を見せてくださいと言われれば、必ず告知/提示しないといけないのでしょうか?この店主が、提示/告知した自分の個人番号を適正に取扱、管理できるとは思えないのですが、それでも提示/告知しないといけないのでしょうか?一生涯使う個人番号の行方について不安でたまりません。

(石村) このケースでは、パート先、アルバイト 先(雇用主)は、給与支払の際に源泉所得税を天 引き徴収し、支払調書などを作成しなければなら ないから、当然、パートやアルバイトの人に「個 人番号」または「特定個人情報(番号付き個人情 報)」の告知/提示を求め、記録することもゆる されます。

一方で、このケースやいつ潰れるかわからない企業の事業主から、パートやアルバイトの人(特定個人情報主体)が「個人番号/マイナンバー」の告知/提示を求められたのにもかかわらず、それを拒んだら、その事業主は給与を支払わなくともいいのでしょうか?この点は、実際に共通番号法が実施される頃にならないとわかりません。給与の支払については、労働関係法令上の規制を受けることから、逆に払わないと違法になるかも知れません。

この点について内閣府が公表している「民間事業者における個人番号取扱に関するQ&A」4-3【本人確認】では、「法令で定められた義務であることを周知し、それでも提供を受けられないときに、書類の提出先の機関の指示にしたがって

【図表 1 1】 どうなる自分(支払を受ける人)の特定個人情報の 自己コントロール権??



ください。」と書いてあります。

日雇いでいるいるな事業者のところで働く人は、ブラックな事業者であると分かっていても、日給の支払を受ける都度、自分の個人番号を提供するように求められます。講演でたべている人も、講演先に、講演の都度、支払を受ける際にもの個人番号を出すように求められます。しかし、提示した自分の個人番号がどのように管理され、悪用されないのか、まったく想定するのは不可能です。目的外流用は禁止されるといっても、番号提供者(番号主体)は、それをストップさせるのは、ほぼ不可能です。「神のみぞ知る」で、悪用されないように祈るのみです。

自分(番号主体)の特定番号情報の自己コントロール権の保障について、現時点では、政府は何の回答を用意していないといえます。

ちなみに、雇用主から個人番号/マイナンバー の提示を求められ、その要求を拒否しても、罰則 はありません。

◆ 源泉徴収と「番号の持ち主」の特定番号 情報の自己コントール権の保障

〜共通番号法に基づいて、企業/事業者などに共通番号/個人番号の告知/提示をする人、いわゆる「番号主体」、「番号の持ち 主」または「特定個人情報主体」の特定個人情報(番号付き個人情報)の自己コント個では一つです。番号を告知/提示しない人にかると問きを告知/提示しないして、源にしたが確定申告で調整できるよううが国でも、が国された人が確定申告で調整でも、こうであるのではないでしょうか。

(石村) こうした制度を導入した理由は、不法就 労で番号 (TFN) を告知/提示できない人と か、ブラック企業から支払を受ける者が番号 (TFN) 提示を躊躇するケースなどに対応するため です。いわば、番号ないし特定個人情報 (番号のついた個人情報) の行先についての自己コントロール権を保障するためです。

支払を受ける者は番号(TFN)の行方がつかめる、つまり、支払を受ける者が番号や特定個人情報の行先を自己コントロールできる場合は提示

する。そのうえで法定の源泉率で天引徴収を受ける。一方、番号ないし特定個人情報の行先が不安な場合には、番号(TFN)を提示しないで申告所得税の最高税率で天引徴収を受ける。そのうえで確定申告をして調整するわけです。

誰しもときには素性のしっかりしないところから支払を受けなければならない場合があります。こうした場合に、支払をする相手方/事業者に氏名や住所、生年月日などの基本情報や銀行口座情報などを告知/提示するのに躊躇するのは当り前です。

共通番号制実施後、形式的に個人番号の告知/ 提示を義務づけると、こうした事業者から支払を 受ける際に、個人番号を告知/提示しなければな らなくなります。当然、告知/提示した自分の個 人番号の行く末が気になることも出てくるのは当 り前です。

とくに今回の個人番号は生涯不変、多目的利用 の仕組みです。一度、漏れて悪用されたら、普通 の市民には手に負えない代物です。

こんな危ない共通番号制にしなくとも、税務分野の固有の *納税者番号、をつくって使えば、 *安心、安全、だったのだが。分野別番号だったら、悪用されたら、その番号を変えれば、つまりパーツ交換で済むからである。ところが、共通番号とかいう *マスターキー、をつくってしまったわけです。

いずれにしろ、給与や原稿料などの支払先に、 源泉徴収は個人番号管理が必要な税分野の事務だ から、支払の際にマスターキーを渡せといわれて も、渡す方は心穏やかでないのは当り前です。そ の事業者が、告知/提示した自分の個人番号を適 正に管理し、横流ししたりしないか心配であるか らです。

多目的利用の共通番号は、番号主体、つまり個人番号の持ち主の追行権、つまり自分の個人番号あるいは特定個人情報〔個人番号付き個人情報〕がどう使われるのか、自己コントロール権を保障するのは非常に難しい仕組みです。共通番号制は、特定個人情報主体の自己コントール権を保障できない、あるいは侵害するという意味では憲法違反のツール(道具)といえます。

ただ、導入をゆるしてしまった以上、何か別の 手立てを考えて、自分の個人番号が、税分野利用 などを口実に、ブラック事業者などの手に渡らな いように、支払を受ける者を護る必要がありま す

◆ 高税率での天引徴収で、「個人番号」の 不提示を認める税制も一案

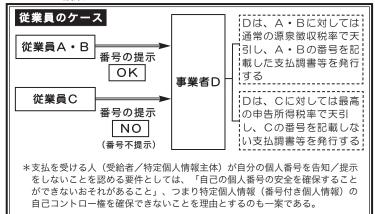
~ さまざまな官民の分野で各人が一生涯使う共通番号は、"マスターキー"のようなものです。ワルな連中の手に渡ったら、なりすまし犯罪に悪用されたりして、取り返しがつかないことになりかねません。番号を告知/提示しない人には、高めの申告所得税率で制整できるようにするような制度を導入して、願く人の働く権利、個人番号がブラックな雇用主などに渡らないようにする必要があるのではないでしょうか。

(石村) ワルな連中が、ハッキングウイルスとかを仕掛けて、個人番号で管理された他のデータベース、各種ファイルにアクセスして、不法に芋づる式に特定個人情報(番号付き個人情報)を吸い取ることも可能な時代です。ハッカーがウジョウジョで、ウイルス攻撃、それに対する後追い対策が追い付かないという悪循環で、手が付けられなくなっているネットバンキングの実情が悪しき手本といえます。

オーストラリアの例に倣って、わが国でも、アルバイト従業員や執筆者など支払を受ける者は、支払先の素性がはっきりつかめない場合には「個人番号」を告知/提示しなくともよいとするのも一案です。ただし、この場合、支払を受ける者は、その理由を明らかにしないときには、高目の申告所得税率(例えば、20%)で天引徴収を受け、その者は、確定申告で調整できるような仕組みを急いで作る必要があります。

税理士会や弁護士会など職業専門家団体は、こ

【図表 12】支払を受ける者(特定個人情報主体)の自己コントロール権の保護案



うした現実的な対応措置を提案して、少しは納税 者の権利を護る活動をして欲しいところです。

◆ 個人事業主も個人番号のダダ漏れが心配

~個人で居酒屋をやっています。パートやアルバイトの人に支払調書を発行する場合には、自分の個人番号を記載することになると聞きました。しかし、一生涯使う自分の個人番号がダダ漏れになるのではないかと心配です。アメリカとかでは、共通番号である個人番号ではなく、共通番号からつくられた雇用主番号(EIN=Employer Identification Number)を記載し、事業主の特定個人情報を保護していると聞きます。なぜ、わが国は、個人事業主の個人番号を他人に渡するような野蛮なことをやってしょうか?まったく解せません。

(石村) 共通番号実施後の支払調書をイメージしてみましたが(後記【図表13】)、支払者が個人事業者の場合に、当該事業者の個人番号を、支払を受ける者に対して交付する支払調書に記載を求めるのかどうかが問われてきます。なぜならば、当該事業者の個人番号が洩れもれになってしまうことが危惧されるからです。

ちなみに、「給与所得の源泉徴収票」は、現行のA6サイズからA5サイズに変更になるほか、本人交付用の源泉徴収票に支払者の番号は記載しないことになっています。

とはいえ、 税理士が、報酬を受け取る場合の 源泉徴収事務のために、関与先(顧問先)に自分 の個人番号/マイナンバーを提出しなければなら ないことを考えれば、専門職にも他人事とはいえ ません。

> 事業者の個人番号の安心・安全を考 えるならば、各種法定調書に個人事業 者の個人番号を記載するような野蛮な 実務は絶対にやめる必要があります。

早急に、各種支払調書を作成する個 人事業者の個人番号(Source PIN)から 税務用の個別番号(ssPIN)を組成し、 事業者番号として使うような対応を取 る必要があります。

モデルとしては、アメリカの課税庁 (IRS)が制度化している個人の共 通番号(SSN)とは別個の「雇用主

【図表13】共通番号実施後の支払調書のイメージ 平成28年分 報酬、料金、契約金及び懸賞金の支払調書

支払を受	住所(居所) 又は住所地	埼玉	県川口市朝日町●─●─●●						
ける者	氏名又は名称	ЩE	日一郎	法人番号 は個人者	<u>寻又</u> 番号	$\frac{4}{2}$	444	444	$4 \begin{vmatrix} 1234 \end{vmatrix}$
区分	細 目		支	払金	額		源身	き徴	収税額
報酬	講演料	等		137	340	円		14	022円
(摘要)									
	• /								
-t- 14 -tz	住所(居所) 又は住所地	東京都豊島区西池袋3丁目2-1					[<u>*</u> 2]		
支払者	氏名又は名 称		式会社 1-3985-1111	<u>法人番</u> は個人	<u>号又</u> 番号	1	1234	567	78 9021
[整理欄 ① ②									

- ※1 12ケタの個人番号
- ※2 13ケタの法人番号か、個人企業の場合は事業者の 12ケタの個人番号

番号(E I N=employer identification number)」の仕組みを参考とした個別番号の創設があげられます。

◆ アメリカの雇用主番号 (EIN) とは何か

~アメリカでは、共通番号である個人番号ではなく、共通番号からつくられた雇用主番号(EIN=Employer Identification Number)を記載し、事業主の特定個人情報を保護しているとのことですが、説明してください。

(石村) アメリカでは、連邦課税庁である「内国 歳入庁(IRS=Internal Revenue Service)」は、 事業者の税務目的では、税務分野に専用/個別の 番号である「雇用主番号(EIN=Employer Iden-

【図表14】アメリカ連邦所得税2015年分給与所 得の源泉徴収票



tification Number) を使用しています。EINは、

EINは、原則として従業者/被用者を有する個人事業者、会社、組合など多様な事業体に対して発行されます。個人事業主は、従業者に対して交付する「給与所得の源泉徴収票(W-2)や各種支払調書にはEIN(雇用主番号)を記載して、従業者へ交付することになります。

したがって、個人事業主は、自己の個人番号/ 共通番号(社会保障番号/SSN=Social Security Number)を記載することはありません。これは、 事業主のプライバシーに対する安全/安心を的確 に保障することがねらいです。

◆ 年金情報大量流出問題の矮小化、危険な 使われ方に要注意

~日本年金機構の年金情報大量流出事件で、 国民は「目からうろこ」が落ちる思いがしま した。基礎年金番号という限られた分野で使 う番号でくくられた個人情報でも、流出する と、詐欺やなりすまし犯罪などへの悪用が懸 念されるわけです。ましてや、同じ番号を税 や社会保障など幅広い分野で使いまわすマイ ナンバーでは、その危険度は計り知れないと 感じますが・・・。どう考えておりますか?

(石村) 今回、明らかになった日本年金機構の基 礎年金番号などの125万人を超える情報流出 は、確かに重大な問題です。しかし、基礎年金番 号のような分野別番号は、他の用途で使うことは ありません。ですから、漏えいが起きても番号変 更などの対策が可能です。それに、基礎年金番号 を扱うのは本人と年金機構だけですから、「民一 官」間で完結します。

一方、マイナンバーでは、勤務先(事業者)に個人番号を伝えることになっています。民間事業者が個人番号を扱うから「民一民一官」で流通することになります。それに、マイナンバーは、公開して使われますから、第三者が容易に番号を知ることができます。

前記【図表7】からもわかるように、わが国には、法人企業が421万社あり、そのうち90%

弱の約366万社が小規模法人です。個人事業者 は約243万者です。

「今が商機」とみて、I T企業は「マイナバー対応ソフト」などを大々的に売り出しています。しかし、こうしたソフトを購入し、番号の適正な取扱や管理にカネ、テマ・ヒマをかけられるのは一部の大企業でしかありません。多くは、毎日の営業で手一杯です。

ということは、すべての民間事業者が、番号情報を適正に取扱・管理するのは不可能なわけです。事業者が倒産したら、どうでしょうか。番号をちゃんと廃棄する保証はありません。このように、身近なところで、個人情報のダダ漏れになる危険があります。

マイナンバーは、税や社会保障など幅広い分野で使いまわすための「マスターキー」です。漏れたら、ただ事ですみません。しかもマイナンバーを変更するとなったら、官民あらゆるところに番号の変更を通知する必要が出てきます。

日本年金機構など官あるいは半官の機関は、問題が起きれば、いずれはそれを公表しますから、まだましなわけです。これが、マイナンバーが導入され、民間企業がマイナンバー付き個人情報を流出させたら、隠したり、公表しなかったり、何でも考えられるわけです。

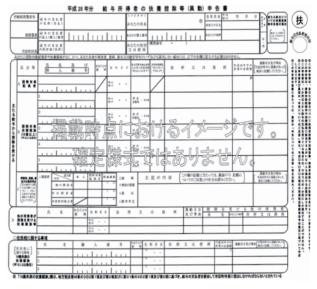
マイナンバー導入後、平成28年分からは、民 官企業(事業者)は、フルタイムの従業員などに 対し、所得税の年末調整をするための、本人だけ でなくその家族全員のマイナンバーを記載した



済など

【図表15】民間事業が取扱う個人番号(マイナンバー)の範囲

【図表16】給与所得者の扶養控除等申告書への個人番号の記載



「扶養控除等申告書」の提出を求めることになっ ています。

これは、従業員数人の企業でも、大企業でも同じです。どうみても情報管理が危なそうな企業に勤める人は、提出した自分の個人番号/マイナンバーだけではなく、配偶者や子どもなど扶養家族の個人番号/マイナンバーの流出・悪用など行く末を案じたとしても当然です。人生80年超の時代に、同じマイナンバーを生涯にわたり幅広く使えというのですから、なおさらです。

最近の議論をみていると、日本年金機構の大量の年金情報流出が大きく取り上げられたことから、官ないし半官の機関のデータセキュリティを強化すれば、マイナンバーを導入しても大丈夫といった方向に動いているような気がします。しかし、これは、マイナンバー導入の呼び水となる矮小化された議論、あるいは年金機構事件の〝危険な使われ方〟だといえます。共通番号に反対する市民団体なども注意を要します。

やはり、最もマイナンバー情報の流出源の中核となりそうなのは、従業員やその家族、さらには顧客の個人番号/マイナンバーを取扱う民間の小規模事業者や個人事業者です。これら民間事業者は、毎日の営業に手一杯で、お役人が机上で構想した危険なマイナンバーを慎重に取り扱う余裕がないわけです。

もちろん、大企業であっても、ハッカー攻撃 で、蓄積する大量の特定個人情報を抜き取られる 危険性はあります。これは、日本年金機構のケー スをみれば、よくわかります。

個人番号/マイナンバーは、民間事業者にとり 取扱や管理が厄介で、余りにもカネやテマのかか

る仕組みです。こんな危ない番号制度をデザインし、国民や民間事業者に重荷を押し付けてはいけないわけです。役人も、マイナンバーを推進している議員たちも、血税で喰っているからか、民間企業のコンプライアンス・コストに対する意識が余りにも低いといわざるを得ません。拙速に実施してはいけません。廃止を含めて今一度、コスト・セキュリティ・人権などの面から多角的に精査する必要があります。

◆ 番号制導入には、年末調整の廃止、全員 確定申告が前提

アメリカは、給与所得者(サラリードワーカー)に対する年末調整がなく、全員確定申告をして各種人的控除をうける国です。こうした国では、従業員は雇用主に自分の共通番号(SSN)だけを提出すればよいわけです。扶養家族の共通番号(SSN)は、所得税の確定申告/還付申告時に、申告書に該当者の共通番号(SSN)を記載して課税庁に直接提出することになります。

こうした例に見習って、危ない共通番号/マイナンバーを税務の用途に使うというのであれば、わが国特有の給与所得者に対する年末調整の廃止および雇用主への扶養控除等申告書の提出を廃止する必要があります。とした場合でも、雇い主に提出する扶養控除等申告書には、扶養している家族のマイナンバーを記載しなくともよいとする必要があります。この場合、課税庁は、氏名・住所・生年月日・性別があれば、付番機関《Jーris》へ直接コンタクトして、該当者のマイナンバーを取得できるはずです。)

ともかく、国民/納税者に対してマイナンバーは安全なのだと認めてもらうには、民間企業(事業者)に必要以上の数のマイナンバーを保有させないようにすることが第一です。でないと、従業員や顧客から取得したマイナンバーの適正管理ができない膨大な数の企業(事業者)から、おびただしい数のマイナンバーがダダ漏れになるのは避けられません。

年末調整を廃止した場合、雇用主は、各従業者 から被扶養者の頭数だけの報告を受け、その頭数 に基づいて月々の源泉所得税の天引き徴収するこ とにします。そして、各従業者は、所得税の確定 申告/還付申告時に、申告書に扶養家族のマイナ ンバーを記載し、配偶者控除、扶養控除などの人 的控除を受けることで大丈夫です。

年末調整や扶養控除等申告書提出を廃止し、全 員確定申告にすることは、給与所得者の家族のマ イナンバーのダダ漏れ、悪用を防ぐことができま す。加えて、障害者がいるとか、家族のプライバ シーが勤め先に筒抜けになるのを防ぐこともでき ます。

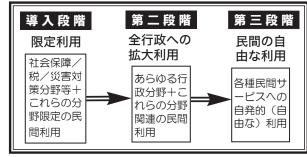
危ない共通番号/マイナンバー導入には、年末 調整の廃止、全員確定申告が前提と考えるべきで す。それが不可能なら、マイナンバーは導入して はいけません。

◆ 事業者に重荷で、ダダ漏れ必至の危ない 共通番号の今後

~まだ、共通番号は実施されてもいないのに もかかわらず、預貯金を共通番号で管理する ことになるようですが、今後、共通番号はど のように展開していくのでしょうか?

(石村) 共通番号は、3段階に分けてエスカレート利用されることになっています。

【図表 17】政府とビジネス界が考える共通番号のエスカレート利用のイメージ



導入段階では、共通番号である個人番号は、一応「社会保障・税・災害対策分野+これらの分野に関連・限定した民間利用」(93項目)に限定されるとのことでした。

● 共通番号の導入段階(93項目)での具体的な利用例

税務署へ報告する給与や各種納税記録、健康保険診療記録、失業保険(雇用保険)記録、公営住宅記録、固定資産税関連記録、児童手当記録、日本学生支援機構の奨学生記録、母子健康手帳記録、公的年金記録など93項目

また、共通番号法では、番号の民間利用拡大は 法施行から3年後との約束でした(法附則6条1 項)。

● 共通番号の第二段階(全行政)での具体的な利用例

公民館の利用、公立図書館の利用などにも拡大されるかも知れません。

- ・近年、『アンネの日記』の本が公立図書館で無残に破られる犯罪が発生しました。これは公立図書館を匿名で利用できることも一因だとして、利用者に I C仕様の個人番号カードの提示の義務づけを正当化する方向に動くかも知れません。
- 「現代版電子 | C通行手形」ともいえる | C仕様の個人番号カードなしには、公立の施設は利用できなくなる可能性もあります。

● 共通番号の<u>段三段階</u>(民間の自由な利用)での具体 的な利用例

「民間の自由な利用」あるいは「自発的な利用」がゆるされることになります。

- ・共通番号を導入しても、導入段階では、消費者金融(貸金業者/貸手)は、貸付の条件として消費者(借手)の共通番号の提示を求めることができません。禁止される目的外利用になるからです。
- ・ところが、第三段階、つまり共通番号の「民間の自由な利用」を許すと、例えば貸金業者は借手に共通番号の提示を求めたうえで貸付をすることができるようになります。
- ・消費者金融業者や消費者信用情報機関は、共通番号をマスターキーに消費者情報の蓄積・選別などが可能になります。
- 多重債務者の監視、ネガティブ情報の商品化など、 ビジネス界には利便性があるようにみえます。
- ・また、JRや私鉄が定期券購入の際に、不正乗車牽制をねらいに共通番号の提示を求めることなども想定されます。
- ・生命保険会社が、加入希望者に対して、当人の個人 番号で管理された医療情報【特定個人医療情報】の 提出を求めることも認められるかも知れません。

【例えば、生保協会が要望書「番号制度を通じた生命保険事業におけるICT (情報通信技術)の利活用について」を作成し、"共通番号である個人番号/マイナンバーを民間保険業務へも自由に使わせて欲しい"との意見を政府へ出しています。これは、病歴が個人番号で管理されることを見込んで、生保業界が番号管理された当該病歴を保険加入審査へ利活用しようということです。】

- しかし、共通番号の自由な民間利用を許せば、アメリカのように、共通番号が犯罪ツールと化し、なりすまし犯罪に悪用されたときには、手がつけられなくなるおそれがあります。
- 貸金業者が潰れ、消費者の個人番号情報が垂れ流し になる、闇で売買される等々、何でもあり得ます。
- ・これは、定期券購入者の管理に共通番号が使われ、 紛失した定期券が悪用された場合でブラックリスト へ搭載されたときも同様です。 "冤罪" を晴らすに は相当の困難が伴うものと想定されます。

ところが、政府は、2016年1月の共通番号の実施を待たずして、預貯金口座の共通番号管理を実施するために、早2015年1月にはじまった通常国会へ「個人情報の保護に関する法律及び

行政手続における個人を識別するための番号利用 等に関する法律の一部を改正する法律案」を提出 しました。

2015年5月末までに、十分な審議をすることもなしにこの法案を成立させる方向でした。ところが、5月末に125万人分の年金情報の大量流出事件が発覚し、法案成立は6月にずれ込んでいます。

この法案が成立すれば、預貯金口座の共通番号管理は、2018〔平成28〕年から当面の間は「任意」とし、2021〔平成33〕年以降は「義務」とするになります。当面の間は任意とするのは、金融口座が人口以上に存在し、付番の完了にかなりの時間を要するからです。

政府は、「預貯金がありながらも、生活保護を申請するような不正のチェックを容易にするために口座の共通番号管理することは税や社会保障目的に資する」としています。しかし、非日常的なケースを持ち出して、税引後の庶民の金銭を共通番号管理のもとに置くことは、私有財産に対する過剰な公権力の行使にあたり、財産権の不可侵を定めた憲法29条1項に抵触するといえます。

次に、共通番号の今後の展開についてですが、 わが国の法人事業数や個人事業者数、従業者数 は、きわめて多いわけです。これに扶養家族など を含めると、企業(個人番号関係事務実施者) が、税や社会保障分野に関して取り扱う特定個人 情報の数は極めて多いわけです。

このことは裏返すと、特定個人情報の取扱いについての企業のコンプライアンス義務はきわめて 過重になります。各機関の役人が縦割りで次々と 公表する特定個人情報取扱いガイドラインに、企 業が総動員されても、それらに対応するのは容易 ではないわけです。とりわけ中小企業には至難で す。

一方、第三者機関である特定個人情報保護委員会は、企業による特定個人情報の違法ないし不適当な取扱に効率的な対応ができる態勢にあるようには見えません。委員会が、国家の国民総背番号管理総動員体制のもとでの個人番号利用推進翼賛機関として機能を発揮してもらっても、存在価値はないといえます。

委員会は、特定個人情報の取扱に関し、監視または監督、苦情の申出についてあっせんできる力量は極めて限定的と見なければならないと思います。今の委員会の態勢では、禁止されたあるいは不適当な特定個人情報の取扱いが各所で生じ、ダ

ダ漏れになり、手が付けられなくなるのではない かと思います。

共通番号導入では、当時政権に就いていた民主党が先兵を務めました。連合のような大手のIT企業労組が加盟する団体やそうした労組出身の峰崎直樹や財務省出身の古川元久議員らが、全国行脚をしました(「マイナバーにかけた財務省の執念」エコノミスト(毎日新聞社刊)2015.5.26号・20~21頁参照)。「税と社会保障の効率化、歳入庁の創設、給付つき税額控除の導入には共通番号が必須アイテム」とのキャッチでした。本音は、連合加盟の労組を抱える「IT業界が潤う」ではなかったと思います。

しかし、今や、「歳入庁の創設」も、「給付つき税額控除の導入」も吹っ飛び、残ったのは「共通番号」だけです。悲しいかな、住基ネット導入で反対していた朝日新聞までもが「変節」し、こうした民主党の主張を支持したのです(朝日新聞2010年7月18日朝刊社説「共通番号制~目的と利点をくわしく」参照)。

民主党は、住基ネットでは導入反対であったことからして、同党の「変節」「無責任さ」はゆるせないという声が強いわけです。政権から転落した一因ではなかったかと思います。腑抜けな朝日新聞の購読者離れも同じことが一因ととれます。

フラットモデルの共通番号制は、「制度導入による安心/安全は、厳罰や第三者機関による監視ではなく、デザイン、つまり分野別番号モデルで確保すべきである」というルールに沿わない旧式の番号システムです。パスワードを頻繁に変え成りすまし犯罪に対処するICT [情報通信技術]全盛時代に生涯不変の見える危ない共通番号を国民に汎用させる政策は、一言でいえば「愚策」そのものです。

残念なのは、年金情報の大量流出事件などが発覚した後も、野党に転落した民主党が、自らの失政の責任を取り、危ない共通番号の廃止、国民や事業者にもっと安心/安全/負担の軽いシステムの活用に正面から挑もうとしていないことです。対案を示せなければ政権復帰など、夢のまた夢です。

今こそ、私たち国民は、共通番号/マイナンバーを使いまわして自分の生涯のプライバシーを一つにまとめられることは、長所とされるが、短所であることを知る必要があります。

◆ 不透明な政治資金こそ番号管理が必要

~憲法には、「すべての国民は、個人として 尊重される。」(13条)と書かれていま す。マイナバーは憲法違反だと思います。し かし、今の自公政権、さらに野党第一党の民 主党は、「憲法を遵守する、あるいは、くら しに憲法を活かす」といった気概はまったく 感じられません。むしろ、不透明な政治資 金、政治活動費こそ番号の管理下に置く必要 があると思いますが、どうでしょうか?

(石村)憲法を市民くらしの活かすという視角から、憲法の条文はもう少し市民の常識に照らした読み方をする必要があると思います。憲法13条は「すべての国民は、個人として尊重される。」と定めています。素直に読めば、国民一人ひとりに見える背番号を振り、その番号で国家が各人の一生涯の個人情報を串刺し管理する共通番号という名の国民総背番号制の導入はゆるされないと解されます。

住基ネット違憲訴訟では、地裁レベルでは違憲 判決も出ました。共通番号制は、なおさら違憲性 が濃い仕組みといえます。

安倍政権は、憲法を護ろうとする気概に欠けています。解釈改憲で、軍事国家を目指しているようにも見えます。しかし現行の憲法を市民のくらしに活かせるセンスなくして、改憲を語る資格に欠けるように思います。

かつて住基ネット導入には反対したものの、政権に就くやいなや変節し、共通番号制導入を声高に主張し、政権から転落した民主党なども、年金情報大量流出事件があった後も、もっと危ない共通番号導入については沈黙を保っています。事の重大さを認識できているのでしょうか?

小渕優子自民議員の政治資金の使途問題はもちろんのこと、民主党議員を通じて自民党議員へ流された日歯連の迂回政治献金問題などを織り込んで考えれば、むしろ、本当に番号管理が必要なのは政治家/政治資金ではないかと思います。在職中および退職後(例えば3年間)の国会議員などを対象に、思い切って政治家番号制「ステータスナンバー(status number)」(仮称)を導入し「政治資金」ないし「政治活動費」の収支を番号監視する提案をしてはどうかと思います。ちなみに、公人である政治家は、憲法13条などを声高に主張する立場にはありません。

共通番号/マイナバー万歳の旗振りをしている 自民党の平井卓也衆院議員は、経済誌で、マイナ ンバーは「国民の権利を守るための制度だ」との たまっています(エコノミスト2015.5.26 号23頁)。ここまでいうなら、政治家番号制/ ステータスナンバーを「政治家の権利を守る制 度」として率先して導入して欲しいところです。

没落した民主党も、自らの信頼回復のためにも 「個人や団体の政治資金の透明化/効率化に政治 家番号制の導入を」をキャッチに善行を重ねて欲 しいところです。これにより、むしろ自分らから 率先して「番号監視の体験」をすべきでしょう。 共通番号/マイナンバーは、ダダ漏れ必至、ハッキングに脆弱、人生80年超の時代に合わない生涯不変のパスワードに等しいといえます。欠陥製品そのものです。こんな危ない共通番号を導入し、国民のプライバシーを恒常的に侵害し、かつ、事業者に過重な賦役を課す政策は、即刻止めるべきです。

JTI 国民税制研究所主催: 7・3特別講演会

共通番号実施でどうなる 企業業務や税理士業務

─ ダダ漏れ必至の危ないマイナンバーを問う ─

(JTI国民税制研究所代表/白鷗大学教授)

●日時: 2015年7月3日(金)午後6:00~8:30

●場所: 東京税理士会豊島支部会議室(受付5:30~)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋3-30-3 西池本田ビル3階 《JR池袋駅西口徒歩7分程度》 TEL: 03-3981-4585

●資料代: *JTI* 会員: 1, 000円、非会員: 2, 000円 (どなたでも自由に参加できます)

●予約先: **JTI**事務局 info@jti-web.net 用件名:「共通番号講演予約」 *当日配付できる分厚い解説資料は数に限りがあります。資料の確実な入 手を希望する方は、予約をおすすめします。

国民税制研究所 ホームページ 《http://jti-web.net/》

・国民のプライバシーのトータルな公有化/国家管理をめざす国民総背番号制である共通番号制は、どんな仕組みなのか?・通知カードとは?IC仕様の個人番号カードの危険な使われ方・事業者の特定個人情報取扱実務と課題・国家の国民総背番号管理政策の総動員される事業者や専門職の重荷の現実とは。・個人番号(マイナンバー)は、「ダダ漏れ必至」、やがては「なりすまし犯罪ツールになる」といわれるのはなぜか?解決策は?・安心/安全を「システム」ではなく、「厳罰」や「第三者機関による監視」で確保しようとする愚策。賢人の防備策を考える。

カナダの社会保険番号(SIN)の限定番号化政策からわが国の番号政策を問う

がたった。 カイス はまま はまま かんりょう かんりょう かんりょう カイス は国民総背番号制化をやめ限定番号化へ政策転換

対 談

話し手 石村耕治 (PIJ代表) 聞き手 我妻利憲 (PIJ事務局長)

が国がこれから導入しようとしているフラットモデル【一人一番号をマスターキーのように汎用する方式】の番号制度は、同じ番号を生涯にわたり官民にできるだけ幅広く汎用しようとする仕組みだ。しかし、このモデルは、なりすまし犯罪に弱く時代遅れで危険とされる。現在、アメリカは、フラットモデルの共通番号である社会保障番号(SSN=Social Security Number)の「なりすまし犯罪ツール化」で苦悩し、有効な対応策を見つけられないでいる実情を見れば容易に理解できる。

カナダは、1964年に、9ケタの社会保険番号(SIN=Social Insurance Number)を導入した。基本的にはフラットモデルの番号制度で、導入当初から、社会保険番号(SIN)の民間による自由な利用を制限する政策を採らなかった。このため、民間機関が、顧客の身元確認目的や書類や記録の識別目的でSINの提示を求め、SINを記載することも少なくなかった。一方で、こうしたSINの利用が広がるとともに、他人のSINを悪用した成りするように、他人のSINを悪用した成りするように、カナダ政府は、SINの利用制限を加えないで放置しておくと、隣国アメリカの社会保障番号(SSN=Social Security Number)ように、官民の汎用の共通番号/マスターキー

となり、しまいには悪用が日常化し手に負えな くなる事態を懸念した。

そこで、カナダ政府は、2000年にSIN が共通番号(マスターキー)化し、なりすまし 犯罪ツールにならないようにするために、民間 の自由な利用を制限するとともに、公的分野で の利用も法令で認められる範囲に厳しく限定す る方向へ政策転換をはかった。つまり、わが国 のような共通番号の利用範囲を将来に向けて 徐々に広げる政策とは、真逆の番号政策を実施 したわけである。カナダにおけるSINの「国 民総背番号制化をやめ限定番号化への政策転 換」については、CNNニューズ81号で、石 村代表がすでに簡潔に紹介している。わが国政 府の危ない共通番号の利用拡大政策は、世界の 流れに逆行し、明らかに時代遅れである。わた したち国民は、危ない共通番号の民間の自由利 用など絶対にゆるしてはならないといえる。カ ナダの例は、わが国での政府の番号政策を市民 が再考を求めるための外国事例としても非常に 参考になる。

カナダにおけるSINの「国民総背番号制化をやめ限定番号化への政策転換」について、石村耕治**PIJ**代表に、我妻利憲**PIJ**事務局長が聞いた。

(CNNニューズ編集局)

◆ カナダの社会保険番号(SIN)の仕組み

(我妻) 日本年金機構の125万人もの年金情報 大量流出事件で、「目からうろこ」が落ちる思い がしました。IT技術が高度化し、高いファイア ーウオールを築き厳重に管理できるとかいって も、ネット全盛で、外部から大量の個人情報がい とも簡単に抜き盗られる時代であることを、あら ためて認識させられました。

(石村) 基礎年金番号という限られた分野の番号で管理された個人情報でも、流出すると、詐欺やなりすまし犯罪などへの悪用が懸念されるわけです。

(我妻) ましてや、同じ番号(パスワード)を税

や社会保障など幅広い分野で生涯使いまわす共通 番号構想では、その危険度は計り知れないです ね。

(石村) 平均寿命80歳超の時代ですからね。こうした時代にあって、フラットモデルの共通番号 導入は「愚策」ですね。

(我妻) ところで、今回は、CNNニューズ編集局から依頼されたのは、「カナダの社会保険番号(SIN=Social Insurance Number)」について、石村代表を「問い詰めてくれ」ということでした(笑い)。アメリカの個人向けの共通番号である(SSN=Social Security Number/社会保障番号)については、PIJがこれまでかなり詳しく紹介しておりました。しかし、カナダのSINについての詳しい紹介はなかったのではないか、と思います。

(石村) そうですね。市民団体とかの誘いで、カナダからは以前、デイヴィット・ライアン氏のようなデータ監視国家スキームなどの分析を専門とする分野の著名な学者が来日し、講演が行われています【同氏の著書『監視スタディーズ』(田島/小笠原共訳・岩波書店、2011年)CNNニューズ68号掲載〔新刊紹介〕参照】。

(我妻) 私も都内で行われたライアン氏の講演を聞きました。しかし、カナダのSINについては一言もふれませんでしたね。番号制反対も兼ねた講演/集会であったはずだったのですが・・・ガッカリしました。

(石村)参加されていた憲法・情報法専攻の平松 毅先生も、「法律学者の講演ではないなぁ~」と 言っておられましたが。ライアン氏は社会学的な 分析を行う専門家であって、必ずしもプライバシ ー侵害の観点から番号制の研究をしている学者で はないようですから。法学者でもないことから、 視点が違うわけです。私には、あのレクチャー内 容は興味をそそるものでしたが・・・。

(我妻) 財政学者の話を聞いても内容はファジーで、税法の実務についてはよく話してくれないですから、そんな感じで聴く耳を持つことが大事だということでしょうね。

(石村) それと同じなのかも知れませんね。

(我妻) カナダのクイーンズ大学で博士号をとった一橋大の佐藤主光とかいう財政学専攻の先生も、日経新聞の経済教室で「マイナンバー可能性と課題②:マイナンバーを課税・給付に積極活用を~所得情報は『公共財』に」とか・・・、個人情報保護法をまったく反故にするような主張をし

ています(日経2015年4月16日朝刊)。この御仁、お役人にエールを送る提灯記事に徹しています。悲しい限りです。

(石村) 法学者ではないから、好き勝手な主張をしているのでしょう。日経新聞の経済教室で「マイナンバー可能性と課題①」で、東大の須藤修という社会情報学専攻の方も、マイナンバー万歳のような提灯記事書いています。この御仁は、マル系の研究者として記憶していたのですが?・・・。いつのまにか政府のIT戦略本部の委員会へもぐり込んで、変節しているのです。

(我妻) 今回は、クイーズ大学系とかから一歩距離を置いて、石村代表に、カナダの番号制について、正確な内容で、簡潔に紹介いただければ幸いです。

(石村)分かりました。まず、カナダの番号制 (SIN)の概要を図表にして紹介します。

【図表1】カナダのSINの概要

- 1964年に、連邦が、9ケタの社会保険番号(SIN=Social Insurance Number)を導入。SIN事務は、連邦人材技能開発省(Human Resources and Skills Development Canada)が所管。SINの交付業務などは、連邦サービス庁(Service Canada)が担当。SINは任意申請方式。カナダ国籍や市民権を有する者、留学生などが、連邦サービス庁に任意申請してSINの交付を受ける。
- 連邦サービス庁は、これまでSINをプラステック 製のカードに記載するかたちで交付
- ・SINは、当初、連邦の年金プランや雇用保険分野での利用に限定。ただし、民間の自由な利用規制は 実施せずに放任。
- 1967年 に、カナダ歳入庁 (Revenue Canada) 【現在は連邦歳入庁 (Canada Revenue Agency) 】 が、租税および一定の社会保障(ただし、センシティブ情報が関係する医療等は除く。以下同じ。)分野へのSINの利用を拡大〔後記【図表2】参照〕
- ・ 2000年 に、個人情報保護及び電子資料法(PIPEDA=Personal Information Protection and Electronic Documents Act 2000)【民間機関の個人情報と電子処理された資料に適用される連邦法。その後の改正を経て健康情報などにも保護範囲を拡大】を制定し、SINの利用規制を実施。事業者などSIN利用事務実施者に対して、SINを、秘匿の個人情報(confidential personal information)として取り扱うことを義務づけるとともに、一般的な身元確認番号(general ID number)としての利用することを制限。民間機関による自由な利用を制限。民間機関からSINの自発的な提示を求められた者に拒否権を保障。SIN提示拒否を理由に物品やサービスの給付を断られた

2015.7.3 ——19

者は、連邦プライバシーコミッショナー事務局(Office of the Privacy Commissioner of Canada) に苦情の申し出をし、調査/救済を求めることができる。

- ・ 2014年 3月31日以降、連邦サービス庁は、プラステック製のSINカードの発行を停止。代わりに、申請した各個人に「SINの通知書(Confirmation of sin letter)」(文書)を送付。廃止理由は、SINカードの紛失等による他人のSINのなりすまし犯罪(identity theft)への悪用の防止。SINは、各自が記憶してしまえば、紛失等のリスクのあるカードは不要との判断による。
- 現在 は、税務や一定の社会保障に加え奨学金分野 など、SINの公的事務利用は、法定した分野に限 定。SINの自由な利用は原則禁止。

◆ 危なくなったSINの利用制限の実施

(我妻) カナダは、1964年に、9ケタの社会 保険番号 (SIN=Social Insurance Number) を導 入し、税務への利用拡大は1967年ということ ですね。

(石村) そうです。カナダは連邦国家です。 10の州 (province) と3つの準州 (territory) からなります。

(我妻) 確か、アメリカの9ケタの社会保障番号 (SSN=Social Security Number) は、1936 年に導入、税務利用への拡大は1986年でした よね。

(石村) そうです。そして、カナダは、2000年に、SINの民間の自由な利用の禁止、SINの公的分野での利用の規制へ舵を切ったわけです。

(我妻) 一方のアメリカでは、SSNの利用規制ができず、SSNのなりすまし犯罪ツール化を止められない。どうにもならない状況にいたっているわけですね。

(石村) そうです。米加は、対照的です。カナダは、アメリカのSSNの危うさを見聞きして、SINが官民の共通番号化し、なりすまし犯罪のツールにならないように機敏に対応したと見てよいのではないでしょうか。

(我妻) カナダとアメリカの間での対応の〝格差〟 が出ている背景には、どのような理由があるので しょうか?

(石村) 一つは、番号導入の歴史にあると思います。アメリカの場合は、早くから導入されています。それから、人口の差ではないかと思います。 2011年統計で、アメリカは約3億1千万人、 一方カナダは約3千400万人です。共通番号の 悪用規制をする場合でも、人口が少ないと効果的 なコントロールができると思います。

(我妻) カナダもアメリカも、さまざまな個人情報を一つの共通番号、マスターキーで管理できるのは便利だというスタンスだったのですね。

(石村) そうです。しかし、万が一、マスターキーがハッカーなどの手に渡れば、芋づる式に個人情報が抜き取られ、漏えいする可能性が高まります。この点が、カナダがSINの利用制限に踏み切った最大の理由です。

(我妻) とくにネット取引が拡大している今日、 本人確認がおろそかになるのは必至なことから、 甚大な被害につながるリスクもありますね。

◆ SINの民間利用の原則禁止とは

(我妻) カナダは、SINの民間の自由な利用の <u>制限</u>、あるいは<u>原則禁止</u>の方向へ舵を切ったわけ ですね。しかし、<u>絶対禁止</u>はしていませんね。ど うしてなのでしょうか?

(石村) それまでカナダは、SINの民間での自由な利用をゆるしていました。ですから、これら多くの民間機関は、これまでSINをアクセス番号にして勤務評定とか出欠管理とかのデータベースをつくってきているわけです。急にSINを使うな、禁止だといわれると大変なことになります。これらのデータベースのアクセス番号をSINから一斉に他のPIN(番号)に変換するには膨大な時間とコストがかかるわけです。番号管理するのにも、番号管理を外すのにも、膨大なテマ、ヒマがかかるわけです。

(我妻) つまり、カナダはSIN導入以降、SINの民間の自由な利用を制限してこなかった。このため、いきなり利用を禁止すると、民間機関には多大なコストや混乱が発生する。民間機関で役員や社員の総務事務を扱う部門や、顧客部門を大きな混乱をもたらすから、SINの自由な利用は厳禁したいけれども、現実にはそれができないということですね。

(石村) そういうことです。アメリカの共通番号である社会保障番号(SSN)も、悪用され手が付けられなくなっています。アメリカでも、SSNの民間利用を禁止すべきとの声があります。でも、現実にはできない。膨大な数のデータベースがSSNをアクセスキーとして管理されているからです。

(我妻) わが国にも、共通番号、マイナンバー (私の背番号)の民間の自由な利用を解禁すべき だとする主張もあります。野放図なお役人も成り 行き任せにするかも知れません。しかし、いった ん共通番号の民間の自由な利用を解禁し、巧妙な 手口の悪用が深刻になりますね。

(石村)マスターキーを民間に好きなように使わせ、手に負えなくなったからといって、民間利用を禁止するなど不可能なわけです。

(我妻) 番号の悪用が深刻な状況になる前に対応 策を打ち出したカナダとか、番号の悪用が手に負 えなくなってしまったアメリカの現状を、わが国 は、教訓として学ぶ姿勢が必要ですね。

◆ カナダの番号政策転換を教訓として学ぶ 姿勢を

(石村) そうですね。いったん民間機関が社員データベースとか、顧客データベースの管理番号に 共通番号/個人番号を使うことをゆるすと、悪用 がひどくなっても番号の利用規制をかけることは 至難なわけです。一方で、ハッカーやなりすまし 犯人にとっても、マスターキーである共通番号 は、便利なわけです。わが国政府は、「共通番 号、マスターキーは利便性が高い」といいます。 しかし、番号を悪用しようとする者にとっても、 同じく利便性が高いわけです。

(我妻) カナダ政府は、このことに早めに気づいた。ところが、能天気なわが国政府は、このことに気付かない。

(石村) イヤ、政府は、共通番号はハッカーやなりすまし犯罪者にも利便性が高く、共通番号の脆弱な体質には気づいていると思いますよ。問題は議員です。自民や民主の議員の多くは、共通番号を自動車登録制度と同じくらいにしか考えていないようですから・・・。行政府のお役人はやりたい放題になるわけです・・・。

(我妻) 議員の政策提言能力は極めて低くなって いる感じがします。

(石村) そうですね。行政府のお役人へ白紙委任してしまう。

(我妻) わが国では共通番号構想つくりをしているお役人は、「税や社会保障に使うだけ、本人確認を厳しくやるから、アメリカのようにはならない」とうそぶいているわけですね。共通番号の無謬性を唱える一方で、裏では、民間の自由な利用に途を拓く画策をしているのですから・・・。要

は、「小さく産んで、大きく育てる」式で考えているのでしょう・・・。

(石村) そういうことでしょうね。連中は、本当のことを国民に語ろうとしていない。それに、政府とグルになっている I T企業は、共通番号の利用の拡大・悪用が頻繁におきれば起きるほど儲けにつながる、と高笑いです。

(我妻) 日経新聞2015年3月17日(月) 朝刊記事では「マイナンバー特需」のタイトルで、アメリカの共通番号(SSN)の悪用状況を紹介し、企業はハッカー対策でIT企業へカネを投下せよとあおっていますから・・・。

(石村) ところが、大半の国民は、まさか政府が そんな危ない国民監視装置を導入しようとしてい るなどとは夢にも思っていないわけです。

(我妻) そういうこともあってか、わが国の総理 府が今年1月に実施した共通番号に関する調査で は、7割がこの制度をよく知らないと回答してい ます。これほど問題の多い共通番号制なのに、国 民の認知度がいっこうに広がっていなかったわけ ですね。

(石村) しかし、この調査では、6割以上の回答者が、共通番号/個人番号のプライバシー侵害的な性格、悪用を心配しています。やはり、大本営発表で「一つにまとめられることの怖さ」は知っているわけです。この点、カナダ政府は、共通番号、マスターキーの危なさ、脆弱な体質を察知し、それを国民にアナウンスし、早急にSINの利用制限を実施したわけです。

(我妻) カナダは、SINの民間機関による自由な利用の制限、公的利用も、法律で認められる範囲に限定したわけですね。賢明な決断ですね。それをすすめた政治家もたいしたものです。

(石村) わが国の政治家が問題なわけです。彼らは、アメリカの共通番号 (SSN) の悪用実態、カナダの番号政策転換の理由を教訓として学ぶ姿勢などほとんどないわけです。市民運動を軸足に首相にまで登り詰めた菅直人氏ですら、お役人と一緒になって一番危ない共通番号導入の旗振りをしたわけですから・・・。加えて、野田政権になってからは、消費税10%への引上げまで言い出したのですから・・・。民主党政権が政権から転げ落ちたのは当り前なわけです。

(我妻) グローバルに番号制の歴史を真摯に学ぶ 気持ちのない *ツワモノどもの夢のあと〟という ことでしょうか。

(石村) どうでしょうか?あれだけの大戦を経験

しても忘れてしまい、解釈改憲に走る自公政 権・・・誰も投票に行かなくなってしまうのでは ないか危惧されます。

◆ SINカードの廃止

(我妻) 話をカナダの番号問題に戻しますが。カナダの場合、SIN(社会保障番号)は、連邦サービス庁(Service Canada)に対する任意申請ですよね。それから、番号は、これまでSINを記載したプラステック製のカードを交付するかたちで通知していたわけですね。

(石村) 仰せのとおりです。

(我妻) しかし、2014年3月31日以降、連邦サービス庁は、プラステック製のSINカードの発行を止めているわけですね。代わりに、各個人に、「SINの通知書(Confirmation of sin letter)」(文書)を送付しているとのことでしたが・・・。

(石村) そうです。廃止した理由は、SINカードが、なりすまし犯罪(identity theft)に悪用されるのを防ぐためです。生涯使うSINは、各自が記憶してしまえば、紛失等のリスクのあるカードは不要であるとの判断によります。

(我妻) かなり前になりますが、石村代表と一緒に、アメリカの税制やSSN事務の視察で、メリーランド州のボルティモアにある社会保障省(SSA)のコンピュータセンターを訪問しましたが・・・。あの時、「社会保障番号(SSN)カードはなぜ紙製なのか?」と担当官へ尋ねたら、「紛失したときに紙製であれば、朽ちてしまうから・・・」との回答が返ってきたのを憶えているでしょうか?

(石村) 憶えています。ですから、見える共通番号を表記した公的 I Cカードを交付するといった

● カナダのSINカードサンプル



安全/安心でない実務をやろうとするのは、日本 みたいなプライバシー感覚の鈍い国がすることか も知れませんね。

(我妻) お役人は、国民に不朽のICカードを携行させれば、内登証カード(国内パスポート)にできる。国民監視は容易だとだけ考えているのかも知れませんが・・・。

(石村) しかし、実際は真逆で、共通番号/個人番号を記載したカードを持ち歩くこと自体が、安全・安心ではないということです。

◆ SINの利用制限を打ち出した理由

(我妻) カナダは、2000年に、個人情報保護 及び電子資料法 (PIPEDA) を制定し、社会 保険番号 (SIN) の利用制限を打ち出しました が。どんな理由があったのでしょうか?

(石村)後で詳しくふれますが、一言でいえば、 SINを使った市民の「データ監視(data surveillance)」、「日常の私生活の観察」をやめること です。それから、SINが、身元確認番号として 独り歩きしていることに歯止めをかけることです。

(我妻) 具体的にいいますと・・・?

(石村)他人のSINを悪用、なりすましたクレジット口座の開設、住宅の賃貸、車両のレンタルなどに歯止めをかけることです。それから、SIN付き個人情報(わが国でいう特定個人情報)の悪用防止です。

(我妻) 現在、カナダでは、SINの税務や一定の社会保障に加え、連邦の奨学ローン分野など、SINの公的事務利用は、法定した分野に限定されているわけですね。

【編集局注・ただし、センシティブ情報が関係する健康保険/医療は除きます。以下同じです。 公的健康保険については各州や準州が独自のプログラムを組んでおり、申請に基づいて州や準州が居住者に個別番号(health number)と健康カード(health card)を交付しています。また、各州や準州が発行した健康カードは他の州や準州でも使用できます。】

(石村) 仰せのとおりです。ちなみに、SINの公的事務利用とは、行政機関が利用できる分野という意味ではありません。もう少し分かりやすくいうと、例えば課税事務にはSINを利用できると法定されています。したがって、民間会社が、その役員や従業者に報酬や給与を支払う際の源泉所得税を天引き徴収にSINを使うことはゆるさ

れるわけです。

(我妻) この点はわが国の共通番号と同じです ね。SINは民間利用ができないというわけでは なく、SINは法定事務の範囲内では、行政も民 間機関も利用できるということですね。

(石村) 分かりやすい説明です。仰せのとおりで す。SINの強制利用は、法定機関だけができる というのではなく、官民を問わず、税や社会保障 など法定目的の範囲内でのみゆるされる(The sin is authorized to collect and use a specific purpose, but not necessarily to a particular body.) ということで す。

(我妻) 例えば、行政機関で働いている公務員や 従業者と同様に、雇用主である民間会社や個人事 業主は、役員や従業員の雇用保険関連の記録、所 得税の記録や支払調書の発行目的でSINを利用 することができるというわけですね。

(石村) そうです。

無利子の金融口座はSIN管理の対象外

(我妻) 預金口座を社会保険番号(SIN)で管 理することはどうでしょうか?

(石村) カナダの場合、一律に預金口座を番号で 管理するのはゆるされません。当座預金とか、普 通預金でも無利子型のものについては、SINで 管理することはゆるされません。それから、クレ ジットカード口座についても、SINで管理する ことがゆるされません。

(我妻) 税務が関係しないからですね。

(石村) そうです。課税目的ではSINは使えま すが、利子の発生しない口座については、法的に 番号(SIN)を管理することはできません。連 邦プライバシーコミッショナー事務局は、金融機 関に対して、利子の発生しない金融口座の管理に あたり、顧客に対してSINの提示を強制しては ならないと釘を刺しています。

SINの身元確認番号としての利用制限

(我妻) それから、カナダ政府は、2000年 に、SINを、秘匿の個人情報(confidential personal information) として取り扱うことを義務づけ るとともに、一般的な身元確認番号(general ID number) としての利用することを制限しました ね。どういった理由からなのでしょうか?

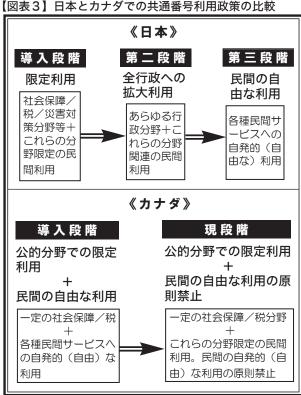
【図表2】カナダの個人情報保護法制の基本

- 連邦と各州(準州を含む。以下同じ。)が、個人情 報保護法を制定してきている。
- ・カナダの個人情報保護法は、①公的部門に関する法 と②民間部門に関する法に分かれている。
- 現在、連邦は、個人情報を保護する一般法として、 ②公的部門については「1983年プライバシー法 (Privacy Act 1983)」、②民間部門について は「2000年個人情報保護及び電子資料法(PIP-EDA)」が制定されている。

(石村) ハッカーなどへの対応、そのための自己 情報のコントロール権を保障することが第一のね らいです。こうした規制は、2000年個人情報 保護及び電子資料法 (PIPEDA) に基づき、2 001年1月1日から、連邦レベルで実施されまし た。また、2004年1月1日からは、州や準州 レベルで実施されました。この結果、金融機関、 電信電話会社、航空会社〔2002年1月1日以 降は健康情報にも拡大〕など事業者は、課税目的 など法律がゆるす場合を除き、顧客/消費者に対 し、SIN特定情報の収集、利用および開示等に同 意するように求めてはならないことになりました。

(我妻) つまり、法定利用の場合は別として、顧 客/消費者は、事業者からSINを提示しないこ とで、サービス提供や商品購入を断られることは なくなったわけですね。

【図表3】日本とカナダでの共通番号利用政策の比較



(石村) 仰せのとおりです。ただし、顧客/消費者 の自発的、任意のSIN提示は禁止していません。

(我妻) この辺は、先ほど石村代表がお話されたように、企業はSINを久しく身元確認番号や顧客データベースの管理番号、アクセス番号として活用することが放任されてきたことに対する贖罪としての配慮だと思いますが・・・。

(石村) そういうところでしょうか。まあ、わが国でも共通番号/個人番号の民間での自由な利用(自発的な利用)を解禁すべきであるとの声が生命保険業界などからあがっています。しかし、いったん民間利用を解禁すれば、カナダの例からもわかるように、共通番号の悪用、なりすまし犯罪者が各所でバッコし出したからといって、あとで再度利用規制をかけることは至難なわけです。

(我妻) よく分かります。

(石村)要するに、カナダはSINを共通番号化ないし国民総背番号制化するのをやめ、限定番号化へ舵を切ろうとしたわけですね。

(我妻) カナダはセンシティブ情報が絡んでくる 医療事務をSIN管理から除いている点は大きな 特徴とえます。しかし、共通番号を「税と社会保 障」利用に限るとする現在のわが国の利用状況に 似ていませんか。

(石村)表面的にはそう見えます。ただ、わが国は、カナダとは真逆に、共通番号の民間の自由な利用を認める方向へ舵を切ろうとしているわけですから・・・。

(我妻) わが国の共通番号導入構想では、一方で「国民は悪いことをする存在だから共通番号で徹底的に監視する」の性悪説に立つ。ところが、他方では、共通番号制の無謬性を唱え、悪用があった場合には国民に甚大な被害が及ぶといった思考を欠いた性善説を説く。国民の権利を護ろうとする意識はみじんも感じられないですよね・・・。それでいて、憲法改正してプライバシー権を盛るとか?? 不断の努力もないところに「何をかいわんや」です。つける薬がないような感じです(笑い)。

◆ SINの利用制限と取扱規準

(石村) すでにふれたように、SINは一定の社会保障や税務に利用できることになっています。 SINは、具体的には、【図表4】のとおりです。

【図表4】カナダのSINの連邦事務への利用範囲

SINの法定利用の範囲
①連邦年金プラン、老齢者保障給付および雇用保険の掛け金または請求目的(SINの本来利用目的)②所得課税目的:金融商品の売却時の銀行、信託会社、証券会社や利子をうむ銀行口座の場合で、連邦課税庁(カナダ歳入庁/CRA)へ支払利子の報告目的③退役軍人給付プログラム ④連邦学生ローンまたは連邦学資支援目的 ⑤連邦教育貯蓄補給金目的 ⑥ガソリンおよび航空機ガソリン税目的 ⑦連邦小麦委員会法目的 ⑧労働調整給付法目的 ⑨人的税額控除規則目的 ⑩差押え規則目的 ⑪連邦選挙法目的 ⑫連邦労働基準規則目的 ⑬農業所得補償目的 ⑭その他

SINが適用になるプログラム ①移民調整支援プログラム ②所得および健康介護プログラム ③所得税不服申立ておよび裁決 ④労働調整審査委員会、全国放射線照射職登録、地方および先住民住宅プログラム ⑤社会支援および経済開発プログラム ⑥その他

◆ SINの利用実務

(我妻)企業のSIN利用実務について説明して ください。

(石村)分かりました。例えば、オンタリオ州(Province of Ontario)の州都トロント(Toronto)のA社でB男が働くとします。この場合、雇用主であるA社は、公的年金プラン、連邦所得課税や雇用保険などの法定目的の範囲内で、B男に対して本人のSIN(社会保険番号)の提示を求めることができます。

(石村) とりわけ、連邦雇用保険法やその規則 (Employment Insurance Act and Regulations) のも と、2013年4月30日後、カナダ国内の雇用 主は、被用者に対して本人のSINの提示を求め ることができます。

(我妻)ということは、B男は、A社で働く場合には、SINを取得する必要があるわけですね。

(石村) 仰せのとおりです。A社は、雇用開始から3日以内にB男に対してSINの提示を求めることができます。B男は、A社にプラステック製のSINカードを提示する必要があります。この場合、SINカードには顔写真がありませんから、運転免許など他の身元確認証で本人確認をする必要があります。A社は、B男のSINを保管することができます。

(我妻) 仮にA社で働くことが決まったC子が外国人でSINを取得していないとします。この場合に、雇用主のA社は、C子を雇うことができる

のですか。

(石村) C子を雇うことができます。ただし、雇用主であるA社は、C子に対してSINの発行事務を担当している連邦サービス庁(Service Canada)に申請してSINを取得するように指示する必要があります。

(我妻) ただ、2014年3月31日後、なりすまし犯罪防止対策からSINカードは発行が停止されたわけですよね。

(石村) そうです。代わりに、SINの発行事務を担当している連邦サービス庁は、SINの通知書(Confirmation of sin letter)(文書)を発行しています。

(我妻) ということは、C子は、SINの通知書と滞在許可証(immigration document)など身元を確認できる証明書をA社に提示することになるのですね。

(石村) 仰せのとおりです。ただ、カナダの場合、内国民の雇用を護るために、留学生を含め外国人雇用を厳しく制限しています。A社は、こうした雇用規制にも注意する必要があります。

(我妻) 前記【図表1】によりますと、2000年以降、SINは秘匿の個人情報(confidential personal information)として取り扱うことを義務づけられ、一般的な身元確認番号(general ID number)としての利用することを制限されたわけですよね。

◆ 連邦サービス庁のSIN取扱規準の概要

(石村) 仰せのとおりです。ですから、B男やC子から各自のSINの提供を受けたA社は、B男やC子のSINおよびSIN付き個人情報の安全管理義務を負います。パソコンで管理する場合には暗号処理できるソフトで管理するように求められます。

(我妻) わが国の特定個人番号情報保護委員会は、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」(2014年12月11日)を出しています。カナダの場合も、政府機関がそうしたガイドラインを出しているのでしょうか?

(石村) SIN取扱規準を出しています。ですから、A社は、法令に加え、このSIN取扱規準に基づいて、従業員や役員、さらには顧客から提供を受け取得したSINおよびSIN付き個人情報を、安全管理措置、保管、利用、提供、開示、破

棄の手続を踏む必要があります。

(我妻) どこが出しているのでしょうか?

(石村) 連邦サービス庁(Service Canada)という 機関が、2013年9月にSIN取扱規準(sin Code of Practice)を発遣しています。概要は次の とおりです。

【図表5】連邦サービス庁のSIN取扱規準の概要

第1条 序

1.1 背景

第2条 SIN保有者の責務

2.1 SIN保有者の主たる責務

2.2 SIN保有者向けQ&A

2.3 SIN保有者に対する連邦サービス庁の関与

第3条 雇用主の責務

3.1 雇用主の主たる責務

3.2 SINと雇用主に関するQ&A

3.3 雇用主に対する連邦サービス庁の関与

第4章 民間部門の責務

4.1 民間部門機関の主たる責務

4.2 民間部門でのSIN利用に関するQ&A

4.3 民間部門機関に対する連邦サービス庁の関与

第5章 連邦サービス庁とそのパートナーの責務

5.1 連邦サービス庁とそのパートナーの主たる責務

5.2 連邦サービス庁とそのパートナーに関するQ&A

5.3 連邦サービス庁のパートナーに対する関与

第6章 連邦サービス庁職員の責務

6.1 正確性、プライバシー及び安全〜連邦サービス 庁職員及び受託者の主たる責務

6.2 SINと連邦サービス庁に関するQ&A

6.3 連邦サービス庁のその職員への関与

附表1:不正となりすまし~自身を護りかつ自身のS INを護るためにすべし、すべからず集

附表2:連邦におけるSINの法定利用の範囲

附表3:SINへの危険~SIN保有者がすべき集

附表4:SINへの危険~機関に求められる行動計画

附表5:SINへの危険~機関向け通知書サンプル

附表6:雇用主がSINの取得、収集、利用及び保管

のためにすべし、すべからず集

附表7:民間部門がSINの取得、収集、利用及び保

管のためにすべし、すべからず集

附表8:連邦サービス庁職員がSINの取得、収集、 利用及び保管のためにすべし、すべからず集

◆ SINの民間の自由な利用を実質禁止する政策への転換

(我妻) S I Nの強制利用については法令上の典拠があることが前提ですよね。とくに、カナダでは、医療分野には S I Nは使わないようですね。

(石村) まあ、公的医療保険事務は各州や準州に固有の事務がなようですから、SINは利用していないようです。いずれにしる、カナダではかねてから、政界を中心に、SINの野放図な利用拡大をゆるせば、事実上の国民総背番号(de fact national Identification number)と化し、国民のプライバシーに対する脅威となることを懸念する声が強かったわけです。この背景には、野放図なSINの利用拡大をゆるせば、隣国アメリカの社会保障番号(SSN=Social Insurance Number)のように、「SINのなりすまし犯罪ツール化」は避けられないと危惧されたことがあったようです。

(我妻) すでに石村代表からお話があったよう に、カナダでは、SIN導入当初、SINの民間 の自由な利用に対する法的な歯止めはなかったわ けですね。

(石村) 仰せのとおりです。ですから、例えば会社はその従業員にSINの提示を求め、出勤簿や勤務成績管理に自由に利用できたわけです。また、民間住宅を供給する家主が店子へSINの提示を求め、家賃管理簿に利用することも可能でした。他方、SIN保有者(番号主体)も、取引の相手方からのSINの提示を求められれば、その要求を拒む明確な法的根拠ないし権利もなかったわけです。

(我妻)ということは、規制を加えずに放置しておけば、アメリカのSSNのように、SINは官民で汎用する共通番号化していたわけですね。

(石村) 仰せのとおりです。民間の自由な利用を 法的に規制しないで、SINの野放図な利用を放 置すれば、マスターキーと化してしまいます。マ スターキー悪用の手口は実に巧妙です。他人が本 人になりすまして、クレジットカードを作成・不 正利用する。不法就労するなど、手が付けられな くなることは目に見えています。また、SIN が、官民にある各種データベースを結合し、プロ ファイリング【人物像の描写や行動分析】をする マスターキーとして汎用されることも危惧された わけです。

(我妻) カナダでは、政治家が、こうしたことに 大きな疑問を抱いたわけですね。

(石村) そういうことです。カナダ連邦議会は、 2000年に、個人情報保護及び電子資料法(P I PEDA=Personal Information Protection and Electronic Documents Act 2000)を制定し、SINの 利用制限を実施しました。SINの悪用防止はも ちろんのこと、「データ監視社会(data surveillance society)」の構築あるいは「日常の私生活の観察」などを容易にするSINの国民総背番号化の 怖れを払拭することがねらいです。

(我妻) この点、わが国の政治家については、この種の問題意識の欠缺が問われますね。

(石村) さまざまな個人情報を一つの番号(マスターキー)で管理できることは利便性に資するように見えます。しかし、万が一、こうしたマスターキーで分散集約管理された個人情報が結合される、あるいはダダ漏れになれば、取り返しのつかない甚大な被害が発生するわけです。わが国政府は、野放図に共通番号(マイナンバー/わたしの背番号)の「利便性」のみを強調する広報を続けています。導入がうまく運ぶのかに大きな疑問符がついているのに早、利用拡大に走っているわけです。大勢のマスメディアも、この偏頗的な大本営発表を充し続けています。しかし、こんな大本営発表を鵜呑みにした結果、悪夢、を見るのは私たち国民です。

(我妻) 仰せのとおりです。私たち国民は、この種のマスターキーは、「利便性(benefits)」と「危険性(risk)」とが表裏一体の関係にあることを自覚しないといけないですね。

(石村) この点、カナダ政府は、汎用番号の利便性と危険性とを考量し、SINの利用は、原則として法的根拠がある事務分野のみに限定したわけです。言い換えますと、SINの民間の自由な利用を認めない方向へ舵を切ったわけです。

また、個人情報保護及び電子資料法(PIPE DA)は、SIN利用事務実施者に対して、SINを、秘匿の個人情報(confidential personal information)として取り扱うことを義務づけるとともに、一般的な身元確認番号(general ID number)としての利用することを制限したわけです。

(我妻) こうしたカナダでの番号政策の動向は、 わが国にも重い教訓といえますね。

(石村) 同感です。カナダは、民間の自由な利用をゆるそうとしているわが国の共通番号(マイナンバー)政策とは、真逆の番号政策を維持しているわけですからね。

◆ 連邦プライバシーコミッショナーへの所在

(我妻) カナダの連邦プライバシーコミッショナーは、いわゆる「第三者機関」で、わが国の特定

個人番号情報保護委員会(法改正により「個人情報保護委員会」に改組の予定)に相当すると思いますが・・・。

(石村) そうですね。わが国の委員会は、民間分野/民間機関のプライバシー保護問題だけを扱う機関です。わが国とは真逆で、カナダの連邦プライバシーコミッショナーは、かつては公的分野/公的機関のプライバシー保護問題だけを扱う機関でした。しかし、2000年の法改正で、官民双方の分野/機関のプライバシー保護を扱う機関に衣替えしました。

(我妻) 連邦個人情報保護及び電子資料法 (PIPEDA) の制定が契機とのことでしたよね。

(石村) そうです。2000年のPIPEDAの制定によって、連邦プライバシーコミッショナー事務局は、民間分野/民間機関のSIN利用を含む、プライバシー保護問題全般を扱えるようになりました。

◆ SINの民間利用規制とプライバシーコミッショナーへの苦情の申出

(我妻) 現在、事業者は、課税目的など法律がゆるす場合を除き、顧客/消費者に対し、SIN特定情報の収集、利用および開示等に同意するように求めてはならないことになったということですが・・・。

(石村) そうです。2000年のPIPEDAの制定によって、顧客/消費者は、SINを提示しないことで、サービス提供や商品購入を断られることはなくなりました。

(我妻) しかし、民間の事業者が、消費者に対して任意でSINの提示を求めることはできるようですね。

(石村) そうです。

(我妻) 仮に、消費者が、事業者から任意のかた ちで執拗にSINの提示を求められたとします。 しかし、消費者が事業者の求めに応じなかったと します。SINの不提示を理由に、消費者がサー ビス提供や商品購入を断られたとします。この場 合、消費者は、裁判所へ訴えるとかしないと救済 は受けられないのでしょうか?

(石村) 連邦議会直属の連邦プライバシーコミッショナー (Office of the Privacy Commissioner of Canada) に苦情の申出ができます。

(我妻) 石村代表と、視察団を組んでカナダの税 制やSINの運用の現状を見に行った折、オタワ にある連邦プライバシーコミッショナーの事務局 を訪問したのを憶えていますか?

(石村) 憶えております。かなり以前でしたから。連邦プライバシーコミッショナー事務局は日本人の来訪を受けたということで、コミッショナーが少々驚いていたのも憶えております。あの当時は、連邦プライバシーコミッショナーは、連邦プライバシー法(公的部門に適用)だけを所管していました。しかし、現在は、連邦個人情報保護及び電子書類法(PIPEDA/民間部門に適用)も所管しています。

(我妻) あそこへ苦情の申出をすればいいわけで すね。

(石村) そうです。あそこへ駆け込み救済を求め ればいいわけです。消費者から苦情の申出があれ ば、プライバシーコミッショナーは調査を開始す ることになっています。他に、カナダの場合、各 州や準州レベルで、プライバシー・インフォメー ション・コミッショナー (Privacy and Information Commissioner) が置かれています【編集局注・州 や準州レベルではプライバシーコミッショナーと インフォメーションコミッショナーが一体となっ ている場合も多い】。ですから、そこへ苦情の申 出をすることができます。コミッショナーは、調 査し、問題があれば、それを是正するように勧 告や協議ができます。それでも解決できない場 合には、コミッショナーが当事者となって裁判所 へ救済手続をとることができます。事務局は、 年次活動報告書(Annual Report)を発行していま す。

(我妻) あの当時は、私自身、プライバシーコミッショナーの存在意義とかをよく理解できていなかったように思います。今は番号導入が現実のものになってきましたから、存在意義がよく理解できます。ところで、先ほどから、「苦情の申出」ができるといわれていますが、「不服申立て」とは違うのでしょうか?

(石村) 一般に、「不服申立て(appeals)」という言葉は、行政機関などから何らかの不利益処分を受けたとか、そうした場合にその機関に直接クレイムをいうときに使います。その行政機関内にある審判所とかではなく、プライバシーコミッショナーのような第三者機関などにクレイムをいう場合には「苦情の申出(complaints)」という言葉を使っています。もっとも、不服申立てと苦情の申出の言葉を厳密に区分しないで使う傾向もありますが。

(我妻) わが国の第三者機関である〔特定〕個人情報保護委員会は、人権救済の機関などではなく、単なる「個人番号利用推進翼賛機関」のようになってしまっていますね。

(石村) 仰せのとおりです。民間機関の特定個人情報の監視機関です。官の機関の特定個人情報の監視は行いません。つまりオムニバスの第三者機関ではないわけです。

(我妻) この点も解せませんね。特定個人情報は「公益上の必要性」があれば、官の機関は、取集できることになっていても、不当、違法な収集に対する情報主体からのクレイムを受け付けない第三者機関など、権利救済機関としての存在意義には、大きな疑問符がつきますね。

(石村) 仰せのとおりです。それに、この機関が 事業者向けのガイドラインを出していますが、机 上の空論を展開しており、実務的に小規模事業者 には余りに重荷です。簡易で適正なコンプライア ンスを期待できる内容とは程遠い内容です。

(我妻) こうしたガイドラインを機関のHPで公表したからといっても、6月4日の朝日新聞朝刊の記事でも、アンケート調査に応じた企業の8割がいまだ準備ができていないと回答したと報道されています。政府の共通番号導入に関する周知の不徹底からして、全国事業者の特定個人情報取扱事務は間違いだらけとなるのは必至ですね。こうした個人番号/マイナンバー利用推進翼賛機関をつくる意味はあるのでしょうか?

(石村)政府の個人番号政策の「watchdog/番犬」たるこの第三者委員会は、個人番号の利用の逸脱に目を光らせているかと思いきや、その能力はまったくの未知数なわけです。共通番号法では、民間からの「苦情の申出」は受けることになっているのですが。いまだその手続すら明らかにしていない状況です。まさに「仏作って魂いれず」ですね。

◆ なりすまし犯罪対策

(我妻) アメリカでは、共通番号であるSSN(社会保障番号)の民間の自由な利用を放置してきました。その結果、SSNを悪用したなりすまし犯罪(identity theft)が手におえないほどひどい状況になっています。カナダにおけるSIN悪用状況はどうなのでしょうか?

(石村) すでにふれたように、カナダでは、200年に、SINの民間の自由な利用に厳しい規

【図表6】カナダの官民の各種なりすまし犯罪対策機関一覧

①コンペティション・ビュウロー (Competition Bureau)、②カナダ不正対策センター(CAFC=Canadian Anti-Fraud Centre)、③市民権・移民力 ナダ (Citizenship and Immigration Canada)、 ④カナダ消費者情報ゲートウエイ(Canadian Consumer Information Gateway)、⑤公共安全カナ ダ(Public Safety Canada)、⑥消費者対策委員 会 (Consumer Measures Committee)、⑦シニ アバスターズ(SeniorBusters)、⑧連邦プライバ シーコミッショナー事務局(Office of the Privacy Commissioner of Canada)、9ロイヤル・カナ ダ・マウンテッド警察 (Royal Canadian Mounted Police)、⑩連邦金融消費者庁(Financial Consumer Agency of Canada)、⑪エクイファックス (Equifax) / トランスユニオン・カナダ (TransUnion Canada) 【消費者信用情報機関】

制を加えました。しかし、ネット検索してみます と、カナダでもなりすまし犯罪に対処している機 関がたくさんあることが分かります。これらの機 関は、通信販売詐欺、ネット詐欺、なりすまし犯 罪などの被害者からの苦情申し出を含む総合的な 消費者教育や被害者対策に臨んでいます。

(我妻) ということは、カナダでも状況は余りよくないような感じがしますね。

◎ CAFCのよる対策

(石村) これらのうち、なりすまし犯罪の調査や被害者の救済を行っている中心的な機関の一つとして、「連邦不正対策センター(CAFC=Canadian Anti-Fraud Centre)」をあげることができます。

(我妻) CAFCは、SINの悪用防止対策を打ち出しているということですが。どんな対策を打ち出しているのですか?

(石村) 「消費者は法的に利用が強制される場合 以外は、絶対にSINを提示しないこと。できる 限り他のID番号を提示してください。」、「S INカードは持ち歩かず、安全な場所へ保管して ください。」等々・・・。

(我妻) わが国では政府が、共通番号が記載された I C仕様の個人番号カードを所持させ、持ち歩かせようとしています。一方、カナダでは、政府機関が、市民が成りすまし犯罪の犠牲者にならないように「S I Nカードは持ち歩くな!」と警鐘を鳴らしているわけですから・・・・。

(石村) しかも、危ないからといって、プラステック製SINカードの発行は、2014年3月末で停止されましたし・・・。

(我妻)被害者は、CAFCへ直接調査依頼がで きるのですか?

(石村) CAFCへ直接、苦情を申し出て、調査 するように求めることができます。

◎ 課税庁(CRA)の対応策

(我妻) SINは税務、とりわけ所得課税に幅広く使われるようです。課税面でのなりすまし犯罪 は深刻ではないのですか?

(石村) カナダ歳入庁(CRA=Canada Revenue Agency)の名を語ったネット詐欺が深刻になってきています。CRAは、「詐欺的な通信へ注意を(Beware of fraudulent communications)」のキャッチで、ネット詐欺対策を打ち出しています。

(我妻) どんな詐欺がまかり通っているのでしょうか?

(石村) Eメールで、偽造されたCRAホームページへ誘導し、画面に現われた所得税フォームに SINやクレジットカード番号、金融口座番号を含む個人情報を打ち込めば、税金の還付や公的給付が受けられるといったかたちのものが多いようです。また、ネットバンキングでの還付を示唆するスパムメールも頻繁なようです。CRAは、税金の還付は、口座振込か小切手郵送かで行い、ネットバンキングで還付をすることはない旨のPRを行っています。

(我妻) SINの悪用が社会問題になっているところを見ると、民間の自由な利用は極力させない政策を打ち出しても、やはり、共通番号では、安心・安全は難しいことが分かりますね。

(石村) CRA (カナダ歳入庁) は、SIN関連 の不正還付などの金額を明らかにしていません。 被害額が深刻でないから公表していないのか、逆 に、深刻だから公表していないのかは定かではあ りません。

◆ 問われるデータ照合

(我妻) わが国の共通番号制では、共通番号を使ってデータ照合をするために、情報連携基盤/情報提供ネットワークシステムを設けるとしています。

(石村) そうですね。例えば、所得税のデータを 生活保護のデータ、あるいは失業保険(雇用保 険)のデータを突合/マッチングするシステムを 構築しようとしていますね。

(我妻) この場合、所得税データと生活保護データがともに共通番号で管理されていれば、不正摘発は容易になりますね。

(石村)政府の狙いは、まさにこの点にあるといえます。そこで、できるだけいろいろなデータベースの管理に共通番号の利用を広げていこうとしています。これは、国民の個人情報の検索・集積・名寄・照合・突合・結合・利用といった「データマッチング」あるいは「コンピュータマッチング」をきわめて合理的かつ効率的に実施できるからです。

(我妻)確かに、官民の機関が唯一無二の背番号である個人番号/マイナンバーを使った無数のデータベースの構築を放任しておけば、政府は狙いを実現することができますね。

(石村) たとえそれら無数のデータベースが各所に分散するかたちになっていても、政府は、これらデータベースに格納された個人情報を集約し、

【図表7】住基ネットをベースとした共通番制と個人番号カード制のイメージ



一元管理、住基ネットの中で把握することが可能 になるわけです。

(我妻) 見方を換えますと、マイナンバーを使ったデータマッチング(データ照合)により、これら無数のデータベースに格納された情報が誰の情報であるのか、確実に判別できることになりますね。確かに、政府には、国民が悪いことをしていないか常時監視するのには、すこぶる便利になりますね。

(石村) 個人番号/マイナンバーを使って官民に わたる各種データベースに格納された個人情報の 包括管理をすすめていけば、やがては国民の情報 はすべて、国家、行政機関等に把握されることに なります。

(我妻) 個人番号で管理されている「特定個人情報」であれば、行政機関等は、「公益上の必要」 (共通番号法施行令26条関係別表)のような口 実をいえば、入手できますからね。

(石村) ですから、個人番号/マイナンバーを民 間が自由に利用できるようにでもなれば、究極的 には、あらゆる個人情報(あらゆる国家資格の有 無、国家試験受験の有無及び結果、あらゆる許認 可の届出の履歴、海外渡航歴、転居歴、不動産所 有歴、法人役員歴、学歴、病歴・診察歴・投薬 歴、結婚・離婚・養子縁組等の履歴、家族構成、 年金・児童扶養手当等の各種給付の受給状況、所 得・納税の履歴、公共料金の支払・滞納の履歴、 職歴、少年非行歴、犯罪歴、公立図書館で借りた 本の履歴、公民館を利用した履歴、金融・証券口 座取引、預貯金、クレジット歴等々)を、個人用 の共通番号であるマイナンバーを検索キーとして 使って、閲覧することが可能となります。それ に、データマッチングは、その実施については、 付番された本人に通知される制度にはなっておら ず、本人は実施された事実すら把握できる状態に ないわけです。

(我妻) マイナンバーを付番された個人(番号主体)が自己情報をコントロールする権利は重大な 侵害を受ける常態にあることになるわけですね。

(石村) 仰せのとおりです。政府は、共通番号を使った情報提供ネットワーク/情報連携基盤で、データ照合を実施するとしています。しかし、次にように、共通番号を使ったデータ照合には問題が山積しています。データマッチング(データ照合)、とりわけ、コンピュータを用いたデータマッチングは、次のような点で、個人のプライバシーに対する重大な脅威となると批判されています。

【図表8】 データマッチングの問題点

- ①データマッチングは、ある特定目的のために情報主体 から提供ないし収集された個人情報を他の目的に利用 することにつながります。また、一般に、本人の同意 または許諾なしに情報移転が行われることになりま す。すなわち、データマッチング目的での本人確認情 報【特定個人情報】等の利用は、性格的には"目的外 利用、にあたるにもかかわらず、これに本人のコント ロール権が及ばないわけで、自己情報のコントロール 権の侵害となります。また、データマッチングが具体 的な法令上の根拠に基づかないで実施された場合、目 的外利用を原則禁止した行政機関個人情報保護法8 条、個人情報保護法16条や、各自治体の個人情報保 護条例などの規定に抵触する可能性があります。しか し、これらの法令は「目的外利用の禁止」という規制 の形式をとっており、「データマッチングの禁止」 「データベース構築の禁止」といった規制の形式を採 用していないうえ、特に、行政機関個人情報保護法に おいては、行政側の裁量による広範な例外規定が設け られています。その結果、憲法上の自己情報コントロ ール権を侵害しているおそれが強いにもかかわらず、 形式的には、わが国の法令には違反しないという事態 が生じうるのです。
- ②個人番号/マイナンバーを各種データベースへの検索キーとして使うことは、確かにデータマッチングの効率化に資すことになります。しかし、一方で、際限のないデータマッチングの拡大を招き、情報主体の自己情報のコントロール権を侵害することにもつながります。確固たる法的歯止め策がないと、公権力による個人情報の包括的管理、いわゆる「データ監視国家」の出現といった、国民の望まない方向へ社会を誘引することになります。
- ③一般に、行政調査は、合理的必要性の範囲内で許容されます。ところが、行政機関が実施するデータマッチングでは、無作為抽出または実質的に合理的必要性を問わない恣意的調査を認めるに等しい効果を持ちます。また、データマッチングの結果、"当たり・調色の必要あり(hit)"と出た場合、該当情報主体を問題ある者と推定しかつ当該者に無条件に挙証責任ををりかるる者と性定しかつおりたよったく不透明であり、そのでよっては、憲法31条に規定することにもなります(31条の行政手続への適用については、最高裁平成4年7月1日大法廷判決・民集46巻5号437頁参照)。また、行政手続法1条〔目的等〕の趣旨とも抵触します。
- ④データマッチングは、本来的には、無作為抽出な手法で実施され、かつ、明確な必要性または特別の嫌疑に基づいて実施されているものとはいい難い手続です。見方をかえると、いわゆる「見込み調査」にあてはまるといえます。データマッチングは、無作為抽出または実質的に合理的理由もなしに、照合という手段を使い、本人の知らないところで秘密裏に、かつ、裁判所の令状なしに、個人情報を捜索・押収するにも等しい実質を持つものです。このように、捜査の手段としてデータマッチングが利用され、データマッチングの結果次第では刑事制裁を問われかねない場合、その運用のあり方によっては、憲法31条に規定する適正手続

の保障や憲法38条に規定する黙秘権の保障に抵触することも危惧されます。

- ⑤一般に、データマッチング・プログラムは、大量かつ 一斉に実施されます。また、プログラムに誤りがあ る、あるいは収集・保有する情報の精度に問題がある のにもかかわらずそれに気づかずに実施された場合に 大きな権利侵害問題を引き起こしかねません。誤って "調査の必要あり、と抽出された者の感情、社会的地 位ないし与信等に与える損害も甚大なものになるおそ れがあります。第三者機関によるデータマッチング・ プログラムに対するプライバシー影響評価、プログラ ムの存在や内容、基準等の公開などの手続の法制化、 透明性の確保が重要です。こうした具体的な個人情報 保護のための措置が講じられないままデータマッチン グが実施されることは、自己情報コントロール権を侵 害するものであると思われます。わが国では、上記の ような保護措置はまったく想定されておらず、データ マッチングの透明性を確保し、第三者機関によって監| 視するといった制度は皆無です。個人情報保護法や行 政手続法、各自治体の類似の条例、すなわち自己情報 コントロール権を実定化した各種法令の「趣旨」「精 神」には反するものと思われます。カナダやオースト ラリアなど諸外国の制度のように、具体的・直接的な データマッチング規制は全く存在しません。このよう な状況下で、共通番号のような未曾有のシステムを運 用することは、個人のプライバシーにとって極めて深 刻な危険を伴うものです。
- ⑥データマッチングは、個人の人物像を鮮明にしていくことができます。つまり、複数の機関から得た個人情報を継続的に蓄積していくことにより、その個人の"全体像"を描写することが可能になります。したがって、データマッチングは、その利用の仕方によっては、政府に各個人の"人物ファイル"の保有を可能にします。また、人物ファイル構築目的でデータマッチングを使う場合で、情報の改訂・照合を統一基準に従い、完全かつ正確に行わなければ、その全体像がいびつなものになってしまいます。ひいては、より大きな人権問題を起す引き金になりかねません。本人確認情報を媒介とした人物ファイル構築目的でのデータッチングは、これを法律で禁止する必要があります。

◆ カナダのデータ照合規制

(我妻)SINを導入しているカナダではデータ マッチング規制を実施しているようですが?

(石村) カナダにおいては、連邦プライバシー法の運用監督にあたっている連邦内閣予算局(TBC=Treasury Board of Canada)が、連邦行政機関におけるデータ照合規制政策を策定しています。また、連邦内閣予算局(TBC)は、1983年連邦プライバシー法や2000年個人情報保護及び電子資料法(PIPEDA)などに基づいて、連邦行政機関が実施するデータマッチングの適正化・透明化をねらいに、①「プライバシー影響評価ガイド

ライン(Privacy Impact Assessment Guidelines)」 や②「データ照合実施ガイドライン (Guidelines on Data Matching) 」を作成し、公表しています。

これらのガイドラインに基づいて、データマッ チングを実施する行政機関(以下「実施機関/ matching institution」といいます。) は、データ照 合プログラムを実施する場合、①事前に自らがプ ライバシー影響評価(PIA=Privacy Impact Assessment)を行い、②プライバシー問題を専門に扱 う連邦議会直属の特別オンブズマンである連邦プ ライバシーコミッショナー (Privacy Commissioner of Canada)に対して実施目から少なくとも60日 前までに当該プログラムを届出しなければならな いことになっています。③届出を受けた後、連邦 プライバシーコミッショナーは、当該プログラム を精査します。さらに、④各実施機関は、プロ グラムを一般に公示した後でなければ、デー タ照合を実施することができないことになってい ます。

【図表9】データ照合プログラムの評価手順

- ① プライバシー影響評価 : 「プロジェクトの精査」、「データ流通分析」、「プライバシー分析」、「プライバシー影響評価報告書の作成」の手続を経なければならないことになっています。さらに、「損益分析(データマッチングにかかる直接費用、データ処理費用、電子送達費用、旅費、研修費、コンサルタント費など)」を実施しなければならないことになっています。
- ② 連邦プライバシーコミッショナーへの届出 :連邦 プライバシーコミッショナーは、届出のあったデー 夕照合プログラムが法令やガイドラインを遵守する 内容のものかどうか精査します。問題があるとき は、実施機関の長等に対して改善を勧告することが できます。
- ③ データ照合プログラムの公示: データ照合プログラムは、実施機関の長ないし連邦プライバシー法の定めにより権限を委任された者により承認される必要があります。また、実施機関は、当該データ照合プログラムを頻繁に改変する必要がある場合には、幹部職員からなる内部機関を立ち上げ、法令やガイドラインの遵守について審査を実施するように求められます。
- ④連邦プライバシー法は、行政機関が個人情報の利用 や開示を行っている場合には、当該機関に対してそ の内容を開示するように求めています。この法の趣 旨に沿い、連邦内閣予算局(TBC)のデータ照合 ガイドラインでは、データ照合実施機関に対し、そ のプログラムの概要を政府公報(Info Source) に公示するように求めています。

(石村) データ照合プログラム実施機関は、当該 プログラムに使用された個人情報や当該プログラ ムの実施過程において新たにつくられた情報につ いて、連邦プライバシー法に準拠して定められた 基準に従い、安全に保存ないし破棄しなければな らないことになっています。

ちなみに、データ照合プラグラムの実施等にか かる苦情について、苦情を有する情報主体は、各 実施機関に申し立てることもできますが、各実施 機関から完全に独立した連邦プライバシーコミッ ショナーに申し立てることもできます。

(我妻) データマッチング・プログラムの実施に 関しては、アメリカやオーストラリアなどでもプ ログラムの透明化などに努めているのですね。

(石村) 諸外国の例をみますと、一般に、実施機関は、データマッチング対象者の権利侵害を防ぐために、次のような規制が必要とされています。

①ある目的で収集された情報を他の目的で収集された情報を比較することの危険性の認識、②収集した情報の内容と時間との差異からくる情報の不一致の可能性、および、③明らかに不一致がある場合に、その者に対して不利益処分が行われるに先立ち、十分な説明が受けられる機会が保障されること等です。

◆ 世界の流れを読めないわが国政府の共通 番号政策

(石村) なりすまし犯罪者が闊歩する今日、同じ番号を生涯にわたり汎用するフラットモデル【マスターキーを汎用する方式】は、絶対に時代に合わないデザインなわけです。これまで見てきたように、カナダは、社会保険番号 (SIN) を共通番号 (マスターキー) にしないように、利用を厳しく限定する方向へ政策転換をはかっています。

(我妻) 片や隣国アメリカでは、共通番号である 社会保障番号 (SSN) の利用制限をどうするか 苦悩しているわけで、対照的ですね。

(石村) わが国政府の危ない共通番号の利用拡大 政策は、世界の流れに逆行し、明らかに時代遅れ です。

(我妻) 仰せのとおりですね。わたしたち国民は、危ない共通番号の民間の自由な利用など絶対にゆるしてはならないと思います。共通番号という魔物を市民がどうコントロールして行くかは、今後の重い課題だと思います。今回の対論は、運動をすすめていくうえでも貴重な参考資料になると思います。石村代表、今回は、カナダの社会保険番号(SIN)の限定番号化動きを紹介くださり、ありがとうございました。

【異論、反論】 あきれる日経の御用記事

本経済新聞(日経)2015年5月11日 (月)朝刊に、同紙の大林尚編集委員が、「マイナバー、そんなに心配?~使いこなすのは 国民自身」というタイトルで、共通番号反対派を 揶揄する記事を書いている。

共通番号があれば、東日本大震災のときに助かったとか?本音でそう思っているとしたら、相当に脳天気な人物だ。災害時は「ユニバーサル・サービスが原則」、つまり、国籍、居住者か非居住者かなどの分け隔てなく救助するのが鉄則だ。また、共通番号などなくとも、住民の健康情報の蓄積/緊急用活用が可能である。「死んでも○○さんは共通番号カードを放しませんでした」といったトーンにはウンザリだ。

加えて、この記事では、エストニアの例をあ げ、この国では共通番号を駆使して電子政府を成 功させている等々を現地から報告をしている。だ が、「チョット待った」。エストニアの人口は1 31万人だ。横浜市の人口が371万人、さいたま市の人口が126万人である。エストニアのような超小国、都市国家のようなケースを持ち出して、1億2,000万を超える人口のわが国と比べること自体ナンセンスだ。

わが国のような規模の人口、平均寿命80歳超の現実に目を向ければ、フラットモデルの生涯不変、官民汎用のマイナンバー(私の背番号/パスワード)を使い続けることは、ダダ漏れ、悪用、なりすまし・・・何でもごじゃれとなるのは必至だ。「日経は財界、IT業界のPR紙でありたい」と願うことは勝手である。だが、大林委員のわけのわからないレトリックを駆使した御用記事、呼び水記事にはあきれるばかりだ。

年金情報大量流出事件発覚後も、大林委員は 「マイナンバー、そんなに心配?」の記事の訂正 をしないつもりなのであろうか?

(CNNニューズ編集局)

「市民連絡会の共通番号利用拡大反対声明 2015年4月

共通番号の利用拡大をめざす番号法 改正に反対する

共通番号・カードの廃止をめざす市民連絡会

私たちは共通番号(マイナンバー)制度に対し、 国家による管理・監視の強化と基本的人権の侵害、 個人情報の大量漏えいや成りすまし被害の発生、医 療・社会保障の選別的な利用抑制と負担の強化、住 民自治と自己コントロール権の侵害などの危険を指 摘し反対する全国の市民・議員・研究者・医師・弁 護士などをネットワークし、共通番号の廃止を目指 して、2月20日、共通番号・カードの廃止をめざ す市民連絡会(略称:共通番号いらないネット)を 結成した。

私たちは政府が3月10日に国会提出した、番号 利用を拡大する改正案に反対し撤回を求める。

7 番号制度実施前にも関わらず利用拡大する欺 脳的姿勢に抗議し、撤回を求める

番号法が審議された2013年第183国会では、政府は預貯金への付番に慎重な答弁を繰り返していた。また番号法附則第6条の法律施行後3年を目途とした利用拡大規定についても、3年間の施行の状況をみて知見を集めて検討を加え必要があると認めるときには拡大すると答弁していた。施行もされないうちに利用拡大を提案することは、国会答弁を否定するものである。

2 実施準備が遅れているなかでの利用拡大に反 対し、実施の延期を求める

共通番号制度実施を前にして準備の遅れがあらわになっている。国はいまだに利用事務の省令も整備できていない。そのため自治体の準備も遅れ、民間事業者の多くは準備すらはじめていない。番号制度を7割が知らないという内閣府の調査結果を受けて政府はあわててPRを始めたが、「実施に間に合うのか」「このまま実施したら漏えいなどが発生するのではないか」「こんな制度だとは知らなかった」などの声が広がっている。実施の延期と制度の見直しが必要な中でさらなる利用拡大は許されない。

3 不公平の拡大、個人番号の悪用、監視の強化 につながる預貯金への付番に反対する

政府はペイオフ対策や社会保障の資力調査と税務

調査のために、預貯金口座に個人番号を付番し国が 預金情報を把握できるようにすると説明している。 当面、新規口座開設に限定し任意で個人番号の告知 を求めるとしているが、いずれ告知を義務化しよう としている。

しかし既存の口座すべてへの付番は不可能であり、把握しやすいところからの徴税の強化や、不公平な資産調査・税務調査になる可能性が指摘されている。また預金口座への付番は個人番号の民間での流通を拡大し個人番号の悪用や漏えいの危険を増大させるとともに、個人の生活の国家による監視をもたらす。

4 保護措置が未整備のまま医療分野での利用の なし崩し拡大に反対する

プライバシー侵害への不安が強い医療・健康情報は、番号法制定時点では利用事務から外し、医療分野についての個人情報保護措置を整備した上で利用を検討することになっていたが、未だに保護措置も利用の内容も仕組みも決まっていない。特定健診データも医療プライバシー情報であり、医療分野の個人情報保護措置を整備しないままなし崩しに利用拡大することは許されない。

5 税と社会保障での利用から逸脱する利用範囲 の拡充に反対する

番号制度は当面、税・社会保障・災害対策の分野に利用を限定すると説明して番号法は成立したが、今回この利用分野とは言えない中所得者向け特定優良賃貸住宅の管理にもなし崩しで利用拡大しようとしている。さらに条例事務により自治体からなし崩しに利用拡大をはかろうとしているが、自治体は国の準備の遅れで利用開始に向けた準備を間に合わせることさえ苦慮しており、利用拡大を求めるべきではない。

6 個人情報保護法との一体法案に反対する

特定個人情報保護委員会の個人情報保護委員会改 組などを除いて、両法案を一体で改正しなければなら ない理由はない。多くの問題がある番号法の利用拡 大は施行後に検討し、別法案で審議すべきである。

[オピニオン] 危ない共通番号と国家安全保障政策

「スェーデンは、国民総背番号制(SPAR)で、高負担だが高福祉の国家を築きあげた」と、この国を持ち上げる主張もある。だが、現実は、EU加盟後は、高負担を嫌って若者のEU域内の他国への流出が止まらないとも聞く。一国社会主義の限界との評価もある。

ともあれ、さまざまな制度を国際比較する場合には、それぞれの人口規模を考慮に入れる必要がある。

スェーデンの人口は2013年統計で960万人弱である。現在、東京都の人口は1,300万人を少し超える程度、大阪府の人口は885万人弱である。つまり、スェーデンの人口は、東京都よりは少なく、大阪府よりは多いといってよい。都市国家のような小国スェーデンで成功した制度が、1億2千万人を超える人口を擁する国で必ずしもうまく行くとは限らない。

以前、スェーデンの国民総背番号制(SPAR)を調査に行ったことがある。その際に、ストックホルム大学の番号制を研究している教授の話を聞いた。

教授は、第二次大戦中、スェーデンは、隣国ノルウェーの港湾施設を占領したいナチス政権と秘密協定を結んだという。その内容は、簡潔にいえば、ノルウェーの港湾施設を占領するためのナチス軍のスェーデンを占領しない、というもの。スェーデンの国民は、この歴史的過去に負い目を感じているとのことだ。その一方で、この過去から、国民背番号を使いまわして国民のプライバシー/個人情報を一つにまとめることは、長所とされるが、短所であることを学んだという。

つまり、教授は「邪悪な外国勢力との戦いに負け、国家が占領されたときに、背番号で整然と管理された国民情報はすべて敵の手に落ちることになる。こうした仕組みを導入するのであれば、国家安全保障上はすべての国民情報を瞬時に破壊できるようにデザインされている必要がある。」と力説された。

「スェーデンのSPARには、そうした破壊装置がデザインされているのか?」という質問に、教授は回答を留保された。

憲法を護ろうとする気概のない安倍政権は、解

釈改憲で軍事国家を目指しているようにも見える。「すべての国民は、個人として尊重される。」と定める憲法13条など *関係ねぇ~。、 *早くしろよ!。で、国民総背番号制である共通番号制/マイナンバー制の導入にひた走りである。

だが、わが国は隣国と戦ったら、蟻んこのように押し寄せる兵の数に3日も持たないというのが大方の見方だ。好戦的な安倍政権は、背番号/マイナンバーで国民情報を串刺し各種データベースに分散集約管理する。そして、「公益上の理由」ありとし、若者の自動徴兵などに活用できるようにしようという魂胆かも知れない。だが、背番号で整然と管理された膨大な国民情報が敵の手に落ちることもありうることを想定しているのであろうか?そのときは、大震災で壊滅的な被害を受けた原発のケースと同様に、「想定外」で済ますつもりなのであろうか?

「敵の手に渡らないように瞬時に破壊するのは、もったいない」。あるいは、「瞬時破壊をデザインするが、アメリカに頼んでバックアップを保管してもらう」との売国的な提案もあり得るのであろうか?安倍首相の考えを聞いてみたいところである。

いずれにしろ、ISの台頭やウクライナ情勢などグローバルな視野からは、野放図な役人にお任せ、軽い気持ちで国民背番号であるマイナンバーで国民情報を集約管理することは、国家安全保障上極めて危険といえる。とりわけ今回の年金情報の大量ハッキング事件をみると、国民の敵は、兵士であるとは限らない。国家規模でのあるいは多国籍グループによるハッキング技術の活用かも知れない。

安倍政権は、IT企業の利権優先、国民のプライバシーを人権と見ずに、経済成長戦略の一環として自由に活用しようという野放図な政策を進めようとしている。だが、この好戦的な政権にこうした政策の実施をゆるせば、私たちの生存を危うくしかねない。私たち国民は、この政権の情報政策を厳しく問い糾し、国民背番号を使いまわして国民のプライバシーを一つにまとめることは、国家安全保障上極めて危険であることを徹底的に教え込む必要がある。

(PIJ代表 石村耕治)

PIJ定時総会のご報告

プライバシー・インターナショナル・ジャパン事務局

PIJの定時総会が、さる2015年5月23日(土)、東京・池袋の豊島勤労福祉会館において、第一部 定時総会、 第二部 講演のかたちで、以下のとおり開催されました。定時総会では、すべての案件が承認されました。

PIJ 第20回定時総会

2015年5月23日(土) 於 豊島区立勤労福祉会館

第一部 定時総会

- 一、開会宣言 司会者
- 一、議長選任
- 一、議事

第1号議案 2014年度活動 報告承認の件

第2号議案 2014年度収支 報告並びに財産目録承認の件

第3号議案 2015年度活動 計画承認の件

第4号議案 2015年度収支 予算案承認の件

一、報告

役員に関する報告

《代表》

石村耕治 (白鴎大学教授)

《副代表》

辻村祥造 (税理士) 加藤政也(司法書士)

《常任運営委員》

我妻憲利(税理士《事務局長》)

高橋正美 (税理士)

益子良一(税理士)

平野信吾(税理士)

白石 孝(市民団体役員)

勝又和彦 (税理士)

中村克己(税理士《編集長》)

《相談役》

河村たかし(名古屋市長・元衆議 院議員)

一、閉会宣言 司会者

第二部 記念講演

共通番号実施でどうなる企業税務 や税理士業務

講師 石村耕治 (PIJ代表·白鴎 大学教授)

2015年度活動計画 次に掲げる諸活動を行う。

- 1. 共通番号/マイナンバー制廃止に向けての取組み
- 2. 監視カメラ対策立法への支援活動
- 3. 行政の情報化・電子化をめぐる市民のプライバシー保護活動
- 4. 電子政府構想とプライバシー保護法制のあり方の検討
- 5. 病歴その他センシティブ情報の保護問題への対応
- 6. 税務調査の可視化/透明化を含む租税手続の適正化への取組み

第78号

CNNニューズ(季刊)を次のとおり発行した

·2014年4月14日 第77号 ·2014年10月15日 第79号

・2014年6月30日

・2015年1月9日

第80号

PIJ活動状況報告書(2014年4月~2015年3月) **PIJ**事務局作成

年	月	日	活動報告內容	場所・掲載紙(誌)等	参加担当
14.	4.	2 0	毎日新聞朝刊「都、通学路に防犯カメラ」コメント	取材	石村代表
14.	4.	2 2	八人会(税理士任意団体)でのマイナンバー制度 解説		辻村副代表
14.	5.	19	下野新聞取材「配偶者控除見直し」コメント	取材	石村代表
14.	5.	2 4	PIJ・ 2014年定時総会	東京・豊島勤労福祉会館	PIJ 役員

PIJ活動状況報告書(2014年4月~2015年3月)

PIJ事務局作成 【続き】

年 月 日	活動報告内容	場所・掲載紙(誌)等	参加担当
14.6.4	PIJ運営委員会	PIJ事務局	PIJ 役員
14.8.1	東海税務法務研究会「消費税の複数税率化と仕入 控除」レク	岐阜市	石村代表
14.8.3	朝日新聞「空港顔パス実験」コメント	取材	石村代表
14.8.5	テレビ朝日モーニングバード「空港顔パス実験」 コメント	取材	石村代表
14.8.6	共同通信社会部「官公署からの協力要請に基づく 個人情報提供の問題」コメント	取材	石村代表
14. 8. 11	PIJ 運営委員会	PIJ事務局	PIJ 役員
14. 8. 27	JTI 消費稅講演会·PIJ 協賛	東京税理士会豊島支部	PIJ 役員
14. 8. 29	共通番号反対市民集会	東京・渋谷勤労福祉会館	石村代表
14.9.5	河村たかし後援会講演	名古屋	石村代表
14. 9. 8	毎日新聞朝刊「空港顔パス実験」コメント	取材	石村代表
14. 9. 16	新宗連講演「最近の税務調査の動向」	東京・新宗連会館	石村代表
14.10.17	東北税理士会講演「共通番号導入と税理士業務」	仙台・東北税理士会館	石村代表
14.11. 20	PIJ 運営委員会	PIJ事務局	PIJ 役員
14.12. 25	共通番号反対集会	東京・千駄ヶ谷区民会館	石村代表
14.12.27	PIJ 運営委員会	PIJ事務局	PIJ 役員
15. 2. 20	共通番号反対集会	東京・千駄ヶ谷区民会館	石村代表
15. 3. 13	新宗連講演「共通番号」	東京・新宗連会館	石村代表
15. 3. 16	東京新聞「共通番号」取材	取材	石村代表
15. 3. 20	東海税務法務研究会「共通番号」レク	岐阜市	石村代表

プライバシー・インターナショナル・ジャパン **(PIJ)**

編集及び発行

人

東京都豊島区西池袋 3-25-15 IBビル10F 〒171-0021 Tel/Fax 03-3985-4590 編集・発行人 中村克己

 $Published\ by$

Privacy International Japan (**PIJ**)
IB Bldg. 10F,3-25-15 Nishi-ikebukuro
Toshima-ku, Tokyo, 171-0021,Japan
President Koji ISHIMURA
Tel/Fax +81-3-3985-4590

http://www.pij-web.net 2015.7.3 発行 CNNニューズNo.82

入会のご案内

季刊・CNNニューズは、PIJの会員 (年間費1万円)の方にだけお送りして います。入会はPIJの口座にお振込み下 さい。

> 郵便振込口座番号 00140-4-169829 ピー・アイ・ジェー(**PIJ**)

NetWorkのつぶやき

・毎日新聞社刊の「エコノミスト」2015.5.26号で、共通番号を推進している自民党の平井卓也議員は、共通番号は「国民の権利を守るための制度だ」とのたまう。学者が違憲とする戦争法案が平和法案になるレトリックと同じではないか?ハッカー攻撃で国民の年金情報がダダ漏れ、「マイナンバーではさらに危険」が専門家の見方なのだが・・・ (N)